# 平成25年第3回熊野町議会定例会会議録(第1号)

1.招集年月日 平成25年6月12日

2.招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成25年6月12日

## 4. 出席議員(16名)

1番 沖 田 ゆかり 2番 片 川 学

3番 時 光 良 造 4番 民 法 正 則

5番 荒 瀧 穂 積 6番 大瀬戸 宏 樹

7番藤本哲智 8番渡 紘八

9番山吹富邦 10番山野 千佳子

11番 久保隅 逸 郎 12番 中 原 裕 侑

13番尺田公造 14番佛圓大源

15番 南 田 秀 夫 16番 馬 上 勝 登

#### 5. 欠席議員(0名)

#### 6.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 三村裕史

副 町 長 立 花 隆 藏

教育長 林保

総務部長内田充

民生部長 清代政文

建設部長森本昌義

教育部長 藤森孝弘

総務部参事 石井節夫

総務部次長 岩田秀次

民生部次長 光本一也

建;	设 剖	3 次	長	民	法	勝	司
教育	育 剖	3 次	長	Ξ	村	伸	_
企 画	財	政 課	長	宗	條		勲
商工	観	光 課	長	時	光	良	弘
税	務	課	長	貞	永	治	夫
福	祉	課	長	加	島	朋	代
住	民	課	長	西	村	隆	雄
健	康	課	長	隼	田	雅	冶
生 活	<b>這環</b> :	境 課	長	沖	田		浩
都市	整	備 課	長	横	Щ	大	治
開発	纟指	導 課	長	林		武	史
下 7	<b>火</b> 道	意課	長	中	井	雅	晴
水	道	課	長	曽	根	和	典
学 核	き教	育 課	長	富田	谷	敬	子
会	計	課	長	中	村	憲	治

## 7.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立 花 一 郎

議会事務局書記

小 川 征一郎

## 8.議 事 日 程(第1号)

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について

日程第 6 報告第 2号 熊野町土地開発公社の経営状況について

日程第 7 報告第 3号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について

日程第 8 議案第25号 職員の給与の特例に関する条例案について

- 日程第 9 議案第26号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 について
- 日程第 1 0 議案第 2 7 号 熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部 を改正する条例案について
- 日程第11 議案第28号 熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の締結 について
- 日程第12 議案第29号 平成25年度熊野町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 発議第 2号 議会の議員報酬の特例に関する条例案について

### 9.議事の内容

(開会 9時30分)

議長(馬上) 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 傍聴をしていただくことによって、私ども議員も適度の緊張感で臨むことができますことを大変喜んでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成2 5年第3回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

議長(馬上) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番山野議員、 11番久保隅議員、12番中原議員の3名を指名いたします。

議長(馬上) これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より18日までの7日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの7日間とす

ることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他関係職員の出席を求めます。 暫時休憩いたします。

(休憩 9時32分)

(再開 9時33分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

議会事務局長(立花) 諸般の報告をいたします。

3月20日、筆の日の式典が筆の里工房で開催され、議長を初め多くの議員が出席しました。

4月18日、広島県町議会議長会の定例議長会が開催され、議長が出席いたしました。 主な議題といたしまして、任期満了に伴う役員の選任で、会長、副会長、監事が選任されました。

4月19日、三笠宮彬子女王殿下が広島菓子博覧会の開会式に御臨席され、午後から 熊野町の筆の里工房を御視察されました。多くの町民の出迎えのもと、議長が町長、副 町長とともに正面玄関で女王殿下に御挨拶を申し上げました。

また、同日、平成25年度熊野町女性会総会が町民会館で行われ、副議長が出席し祝辞を述べました。

5月11日、第26回熊野町民ゴルフ大会が開催され、表彰式に議長が出席いたしま した。

5月14日、安芸郡町議会議長連絡協議会による研修会が坂町民センターで行われ、 多数の議員が出席いたしました。研修の内容は、民間活動を活用した地域の活性化についてと題して、広島県副知事の中下善昭氏から講演をいただきました。

5月17日、第12回熊野町議会改革特別委員会が開催されました。

5月22日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席いたしました。研修内容は、午前が全国町村議会議長会事務総長江端康二氏による

「地方行政財政をめぐる動向について」、午後からは「新しい時代の脅威と我が国の対応」と題しまして、帝京大学法学部教授の志方俊之氏から講演をいただきました。

5月28日、29日の両日、第38回町村議会議長副議長研修会が東京で開催され、正副議長が出席いたしました。研修の内容は、1日目に東京大学公共政策大学院教授金井利之氏による「町村議会に期待する」についての講演とシンポジウムとして「これからの町村議会のあり方について」4つの町議会議長さんの方々によるパネルディスカッションが行われました。2日目には歴史家・作家の加来耕三氏による「歴史に見るリーダーの条件」と、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長の杉尾秀哉氏による「政治と経済の展望~報道から見たこれからの日本の姿~」について、それぞれ講演をいただきました。

6月10日、議会運営委員会を開催し、第3回熊野町議会定例会の議事運営について 協議いたしました。

続きまして、議長宛てに陳情書が提出されていますので御紹介いたします。事前に配付しております陳情書、要望書の一覧の資料をごらんください。

5月16日、違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書」がNPO法人日本法 輪大法学会関西地区担当井田敏美氏より提出されております。

諸般の報告は以上です。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。9名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

15番(南田) 南田でございます。皆さんおはようございます。申すまでもなく南田議員でございます。

本日は受迫ため池の起源についてお話してまいりますが、この問題は熊野町が25年間にわたって解決ができず今に至っておる問題でございますので、改めて初めからゆっくりとお話しますので、職員の人も議員の人もじっくりかみしめて聞いていただきたいのでございます。

今初め申しましたように、受迫ため池の起源は、明治23年の議会決議で、本村ため 池133筆、従来の充水迫無代価にて譲渡するとあり、これにより安芸郡熊野村何々受 迫として、人格、氏名はなく、無主登記であったのでございます。その後、明治31年、 新民法が公布され、民法239条2項で無主登記された不動産は国の所有に帰するとい う法律が公布され、無主地は国の所有になっているのでございます。

しかし、この登記が錯誤であったときに錯誤更正登記することで、錯誤登記をしたものに所有権更正ができるのでございます。すなわち熊野町が錯誤登記をしておるので、熊野町の所有権と考えられるのでございます。この項につきまして、民法95条で、意思表示は法律の行為に要素に錯誤あるときは無効とするとあり、無主登記は錯誤があったものでございますので無効とされ、更正登記の申請があるときは、したがって町のため池として更正できるのでございます。

ところが、現町長は就任後、議会答弁で、熊野町が共有ため池で無主地になったため 池133筆のうち1筆について、賃貸借契約を締結しているのでございます。ため池は 慣行により所有権譲渡された土地で、町に所有権はない、町民のものであると町長は発 言し、賃貸借契約を締結しているのでございます。

ところが、町長は受迫は何ら問題はないと確信している、登記簿に明記されている受迫については無主登記ではなく、水利権者を中心とした共有地に近い所有権であると認識していると発言し、学校敷地として賃貸借契約を締結している受迫についても何も問題はないと確信している。民法239条2項に、人格のないものへの所有権登記はその土地は無主地で国に帰属するとあり、町長は何をもって町民の所有として実証するのか、町長の答弁を求めます。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 南田議員の御質問、通告に従いまして回答申し上げます。

二つの御質問のうち、一番目の受迫の問題でございますが、御質問は私から、2番目に出されておりました保安林開発についての御質問は建設部長から答弁をさせたいと思います。

議員御指摘の借地契約につきましては、最初に結ばれた契約についての契約書以外の

て管理されており、その団体の代表と契約を結んだものと推察しております。その後、
代表者がかわるごとに変更契約を結んで現在に至っており、特に契約に問題はないもの
と思っております。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
議長(馬上) 南田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
15番(南田) 座ったままですか、立ってやるの。
議長(馬上) どっちでもいいですよ。まあ立ってください。立ってください。
15番(南田) 立ってするん。
議長(馬上) 調子が悪いんですか。調子が悪いなら座ってもええですよ。
15番(南田) 調子がええか悪いかはわしの。
議長(馬上) いやいや、立って気分が悪かったらいいんです。座ったほうが楽なら座
ってやってください。
15番(南田) どっちがはっきりしようものか。座って悪いなら立ってやります。座
らせてもらえるんなら座ってやったほうが目の感覚がようわかるけえ。
**
議長(馬上) 座ってやってください。

関係書類は見当たりませんが、当時、この土地は土地の登記簿に記載された団体によっ

15番(南田) 議長にお願いします。はっきり物事を言うてもらわにゃ、わしらは大方90過ぎる、同じことを言うんですが、なるんですけえの、皆さんのことと一緒にしてもろうたんじゃあ、自分の勝手じゃあるんですがね。

町長の今の答弁でございますが、町長は同じことを答弁されるんですが、町長の答弁

を見てみるのに、去年の議会の議会だよりに出ておりますが、去年度の最後の私の質問への答弁で、町は所有権はなく、受迫という人格であると確信している。なお、民法90条はこの賃貸借契約に当たらないと解釈している。民法90条はどういう法律ですか、どうして当たらんのですか、説明をお願いします。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 民法90条、第何条をここで展開するつもりはございません。これはやはり裁判所においてやるべきことであり、町の基本的な考え方は、顧問弁護士を通じて、その他司法書士さん、いろいろ交えてこの何年間討議した問題であり、民法の細かい解釈をこの町議会の場においてすべきではないと考えております。したがいまして、今の質問に対してはここの場では控えさせていただきたいと思います。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 町長は私の質問に対してこの土地については借地相手の、済みません、土地証明は所有権を主張するものに責任があり、民法90条の問題で、これは調査の問題であるんですが、所有権主張する責任があり、主張しない町には責任はないと。その答弁は町長の考えの違いであると思うのでございます。私が所有権の証明について質問したのは、町が借地されるときにその所有権は何によって調査され、契約されたか。契約時の所有権を調査された報告を求めたのでございます。

1回1回言うのも何じゃが、何にしても町長の言動はおかしいのであります。ここで 改めてお伺いします。町長のお考えは、賃借地は町に所有権はないということに今後変 わりはありませんか。ここまでの答弁をください。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) もう何度もお答えしておりますが、町に所有地はないと考えております。 これはあくまでも受迫という登記簿上の団体、相続とかいろいろ権利は継承されており ますが、登記簿上、きちっとそういう名前がある以上、それに異を唱えるものが裁判に おいて立証責任を負い、受迫に所有権がないということを確定する必要があると思います。したがいまして、裁判以外では恐らくこの所有権の受迫という名義は決せられない ものと確信しております。

以上でございます。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 町長にお願いします。しかし、法律上の所有権は国にあり、賃借人にはないと私は思うのでございます。たとえ町長であろうとも、賃借人の所有権移転をすることは絶対にできないと思います。所有権が賃借人に変更されない限り、民法90条の規定にある法律行為は無効によると、町が無効な行為を幾ら追認しても無効になった原因がある限り、無効になることはないと考えられます。

しかし、初めからの話を照合してみても、所有権は町にはない、町民のものであるとはっきり言い切っておられるのは三村町長だけで、誰かの所有と名言はしていないのが、目的物の所在地及び契約者の氏名等で確認はされている。それにより、金銭が受け渡しされており、民法119条により無効であり、したがって民法第703条及び709条の規定に該当するおそれがあるように思うのですが、町長のお考えを答弁お願いします。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 先ほどからお答えしておるんですが、ここで民法の各条文を解釈するのは適当ではないと考えております。そのために熊野町も顧問弁護士を雇っているのであり、またいろいろな弁護士以外の司法書士さんとも相談させていただいております。それらを総合的に判断して、今の私が申し上げたことを申し上げているのであり、これは全く根拠のないものではございません。しかしながら、その場で民法の各条文について解釈申し上げるのは、この町議会の場では適当な場所ではないと考えております。これはやはり裁判所において決着すべきものであると確信しております。

以上でございます。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 町長はあくまでも民法239条の2項を否認されるわけですか。私は民法239条により、無主地は国に帰属するとはっきり民法で、どういう法律でそれができるのですか、町長が言われるように。私は日本国民です。民法の規定を信じております。町長は熊野で一番偉い人です。この池には所有権がないとか、あるとかいうことは、町長、あなたが全部規定されて出しております。それは、私は町長の過信ではないかと思うのでございます。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 南田議員の質問の趣旨はわかるんですが、さっき言われた無主地は国に属するという解釈、規定でございますが、これらも全部弁護士さん、司法書士さんに相談させていただいております。この受迫のケースはそれに当たらないという判断をいただいております。全部私が独断で決めておるわけじゃないんでございまして、その点は御理解いただきたいと思います。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 町長の言われることは、私は判断がしにくいんです。といいますのも、 所有権が今私は国にあるというんです。町長はないと言われるんです。私は民法の規定 で言うんです。ないならその民法の反論をしてください。それは民法がここが違うんだ

と。それを言うてもらわん限りは、私は納得いきません。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 南田議員がそのように判断されるのは、民法のこの事項に該当するのは 南田議員の判断でございまして、私は私の判断で総合的に弁護士、司法書士、これらの 専門家の意見を交えながら、この受迫は民法二百何条ですか、無主地に当たらないとい う判断に基づいてやっております。その点は南田議員の判断と私の判断は違うというこ とでございます。 議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 私は町長の判断を聞いておるんじゃありません。民法239条の2項を聞いており、町長がこの土地は町民のものであると言われるんなら、即町民のものに切りかえてください。それが原則ですよ。不動産登記法の原則ですよ。

町長や役場には最高学校を出られた人が多くあります。私は小学校しか出ちょらんですよ。私は1人で今ここで言いよることは、1人で考えたことですよ。あんたしらが寄ってたかってそれはされるかしらんが、民法の規定はそない簡単に恐らく変わるものではないと判断しておるんです。

民法を変えることは何も要らんが、今の熊野町じゃいうてあなたたちが言われる者を 所有権登記にしてください。これが原則ですよ。民法の119条には、こういう行為は 所有権がないんじゃけえ、全然登記とかなんとかという問題ではないと、それ以上のも んであると民法には規定しておりますよ。所有権が確実になって町長の発言は有効なん ですよ。民法でいう所有権とはどういうものをもって民法では所有権と言うておるんで すか。民法の206条にあると思うんですよ。

あなたは権利がある、何がある、町民のもんじゃと言われるばっかりですよ。それじゃあいかなる私じゃけえいうて納得ができませんよ。こういう法律だからこうなっておるんだと。それも何回も副町長を通して話し合いをさせてくれと言うても、話し合いには応じてくれん。それで結構です。あなたの意思がそれならそれで結構です。

私は熊野町を困らそうとかいう考えではないんです。職員もおられます、傍聴の人もおられます。実際にこの人が、賃借人に所有権があると思われますか。あるんなら登記をさせなさいや。これが原則ですよ。不動産については登記のないものは第三者に対抗できんいう規定があるんじゃないんですか。町長、あなた早稲田の法科を出ておられるいう話を聞いてますよ。それを言うんじゃないんじゃが、それも私がむちゃくちゃ言うて、あなたを言うんならじゃが。

この問題について、町長、あなたが町長になられてからの問題じゃけえ言われるんですが、これは平成元年に始まったことで、25年前のときです。南崎町長とも話をしました。仕方がないんじゃ、これはというんで契約されたふうです。その内容を言うてええか悪いか知りませんが。それから5年ほどして、この契約は間違うちょったけえ解約

してくれいうことが助役から申し出があって、そのときの助役が、県の関係課から調査 した書類を出してうちへ持ってきました。西村町長にも話して、どうすりゃえかろうが 言うたら、そりゃええことじゃけえ解約してもろうてくれ、間違うとって解約すること はなあけえということで。そしたら、わしがそりゃもう相手は皆死んどるけえ知らん言 われるんじゃが、書類だけは残ってます。解約金を2,000万くれと。それで解約金 の話がなくなったんですよ。

そうこうするうちに、関係者が小田原助役、京面議長、皆関係者なかれ、西村町長も解任になったんです。それから平本町長が就任されたのですが、たまたま職員の人や役場の人らは知っておられると思うんです。

それは次の段階で質問する何でおったんですが、一応ここで、先に話を保安林のほうへ返しますが、保安林の買収はどうですか。答弁してください、はっきり皆さんの前で問いますけえ。今それは造成しておられますが、あの造成地は町民の人は知られん人が多いと思うんですよ。5億何ぼで買うたんですよ、町が。町が買うたんじゃないんですよ。当時の安芸衛生管理組合の理事さんであって、熊野から町長、議長が出ちょられた人が、熊野町へあの土地を管理組合が要るけえ買うてくれいう話が出ておるので、熊野町が代理で買うてもええかいう議会で話が出て、それなら買えということになって、話をしたんですよ。それがたまたま議長はわしに、当時の理事じゃったけえ、議長は居らなくなり町長がやめると。それで平本町長へ、どうなっちょるんな、町長とわしが言うたら、ようわからんのじゃが言うて。安芸衛生管理組合に調べにいったら、安芸衛生管理組合は熊野町に委託した覚えはないと。熊野の議会では安芸衛生管理組合とは委託があったので、買収する費用は立てかえて借り入れすると。その後、平本町長もその件について交渉した結果、安芸衛生管理組合の議事録には、熊野町に委託した議事がないのでいうことでいろいろ交渉されたふうですが、結果的には熊野町には要らん山を買いとった、5億何ぼで。

その5億何ぼの山をただで今造成しよる、ただいうて、今度には値段へ入っちょらんのですよ、原価はゼロですよ。誰の銭で山を買うたんですか。そりゃあなたが買われたんじゃないんですけえ、あなたに責任はないですが、このため池へこれが皆関連しよるんですよ。

そりゃ皆さんが知らん言われればわかりませんが、私がこの買収について町長を追及、 そりゃ町長が黙ってその内容は言えませんよ。黙って一口も答弁せなんだ。それが 2 年 後にその議事録を調べたら議事録がないようになっちょんです。そこまでして山を無理やりに買い取ったのはどういう意思があるんですか。あなたも今の買われた人の後継者ですから、どういう意思があって熊野町がそがに要らんようになって5億円のものをただで売らにゃならんような山を買われたんですか。私はそこを言うんですよ。そりゃ行政の長であって、あなたしらがされることです。

特にわしが言いますのは、行政いうものは盗人でもしようと思えばできるんですよ。 どうしてかとよう言われるがね、議会で決議して、多数決でしたら予算はどうでもなる、結局結論がそれですよ。多数決でええかげんなことで、安芸衛生管理組合じゃというて、その土地の買収で議事録へ残っちょるけえ見てください。追加買収するときに、鑑定価格で買収せい言うたら、鑑定価格やなんかありゃせん、何でもええいうて。記録があったら聴かせてください、同じ隣の山ですよ。一つは1万前後で買うちょる思うんですよ。そりゃその当時の買収は副町長が知っちょるはずですけえ価値の問題は。私が追求して、これは同じ並んじょる山に片方と倍値と半分になっちょるんかどうかと問うたら、町がどういう答弁したと思いますか。片方はこの山の心臓部分じゃけえ、片方は何でもなあとこじゃけえ、安いんじゃと。現実のそのとおりになっておるか調べてください。

この受迫の問題でも、町長は町のもんじゃない、町のもんじゃない、町のもんじゃないと言い切りますが、南崎町長がこの買収は議会にはかけちょらんです、議会にかかるまでに首になったんじゃからね。西村になったて議会にかけるその議会で、これは受迫ため池のもんと言うたいう議事録を何回見ても出ちょらんですよ。

何でこれを借れるんか言うたら、前の町長の話されるとこで、教育課長の議事録がありますけえ読んでください。買うことはできんが、借ることはできん。買うことがどうしてできんのですか。所有権があったはずですよ。それは所有権がないということでしょう。最後には、借ることができたけえ、賃借契約を結んだんじゃと。それから25年。30回以上私はどうなっちょるんか、所有権はどうなっちょるか、なあんかいうて、25年の間に1年に一遍以上問うちょりますよ。そのもんだからあなたが、所有権はどうじゃこうじゃと、町には知ったことはなあ、所有権を売ったものの関係じゃけえ、町は買うほうじゃけえ、何ら関係ないいうて答弁しちょんさるんじゃここで。関係なあことはないですよ。あなたの屋敷を買おうとして所有権が誰のもんじゃなあのに、買いんさるや。常識いうものがあるんですよ。

私はどがいにもできん、どれだけ1人で苦労したかわかりません。確かなことは、わ

しが言うたことは、今からでも所有権移転はできるんですが、今からでも所有権移転、 登記をして見せてくださいや。登記ができんいうことは、所有権がないということです よ、はっきり言うて。口で言うと言わんだけで、常識はそうですよ。所有権のなあもの が、わしらは山をよう世話をするが、売ったときに後から銭を取るが、ないのを売るこ とがあるがね。あるもんならあると。

私は、最高学校を出られた町長でありますが余り常識がないと思うんです、答弁が。 そりゃ出るとこへ出ていう許しが出れば、いつでも出るとこへ出ます。町のこの25年間の行政について、そりゃうそじゃ言うてそりゃ皆が願いんさりゃ願うて結局。熊野町の議会のやり方は多数決ですよ。皆様は、職員はわかっちょると思うんじゃが、傍聴の方がおられますが、多数決というのは数の暴力いうて一番嫌われちょるんですけえの。数さえあったらどがな悪いこともできるんですよ。ほんま言うんです、言や切りがないけえじゃがね。全部書類をそろえちょりますがね、見せてくれ言われるんなら、関係書類を出しますよ。

また法律に戻りますが、いかなる町長が言われてでも、町長がされたんじゃなあんじゃが、今の土地が、今の受迫ですが、受迫はどがにされたけえいうて今の地主の所有権にはなりません。してみせてください。それは民法111条か19条かにありますがね。所有権のなあものにした分は何ぼさかのぼって何したけえいうとこで、そりゃ話し合いがついても逆流せんのじゃと。こういう行為があった場合には、民法703条で不当利得になるんです。

不当利得になった場合にはどうなるか。不当利得になった場合には、横領になるか、ならんかわしは知りませんが、そがに偉うないけえ。そこまでの考えでの答弁をしてください。

もうこれ以上言うたとこで町長も言う気はないんじゃろう思うんですが、私の言うことは、町民へどれだけ迷惑をかけちょるかですよ。今熊野町がため池の者へ賃借料をどれだけ払うておられるか、今2筆あるんですが、どれだけ払うておられますか、わかりますか。役場の職員のうち、昭和41年とそれから平成元年に2筆ですよの。幾ら賃借料を払うちょるか、答弁してください。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 過去にわたて累積が幾らになっているかというのは、残念ながら手
元に資料はございません。昨年度の金額では、恐らく言われているのは篭池のプールの
土地ではなかろうかと思いますが、そのプールの土地につきましては50万8,000
円ほどという金額になっております。
以上でございます。
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

15番(南田) もう少し大きい声で言うて、聞こえん。

教育部長(藤森) プールの土地でありましたら、50万8,000円ほどということになっております。

以上でございます。

-----

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) 金額は違やせんの。昭和41年の分も両方集めてですよ、支払いした金額。受迫に対する。平成元年と昭和41年に同じ人間から借っておるんですよ。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 先ほど申しましたように、過去の情報というのは現時点では手元に ございませんし、場合によっては過去の情報がわかるかどうかというような気もいたし ます。

以上でございます。

議長(馬上) 南田議員。

15番(南田) その金額が必要なんじゃないんですよ、わしが言うのは。それだけの金がどこに出されたんかと。出して間違いなかったんかと。所有権がない国の土地じゃいうことは、町長は国の土地じゃなあ言うんじゃが、職員はどういうふうに考えて、町長ばっかり、ここでわしが職員を追及するのは、言うちゃわからん前、名前は言いませ

んが、町長を行政訴訟したことがあるんですよ。町長がやったことで、わしは知らん、 職員がやったんじゃけえいうて法廷で逃げた町長がおるんです。職員を願うといいだし た町長がおるんですよ。職員もようよう知っちょいてもらわにゃ。町長がやったことが 知らんいうとこで、責任は職員へ来ますよ。

これはそれでいいです。次、時間が大事なけえ、私が言うのは、この契約について、よう書いちょいてください、この契約について、書かんでもわしが言うけえ残るけえしゃあなあが、この契約についてですよね。契約は無効であると私は判断するんです。それは民法119条にあるんです。見てください。

何ぼ今から話し合うて追認しても、追認はならんと。その次の法律については、これははっきり私は言いかねますが、私の調べたところでは、不当利得、不法行為に該当するものじゃ思うんです。民法 7 0 3 条と 7 0 9 条じゃったと思うんですがね。

余りにもですよね。今の現町長がされたことじゃないんじゃが、余りにもむちゃがしちゃるんですよ。わしは職員の人よりか、役場の町民に聞いてもらいたいんですよ。現町長でも、このものは町民のもんじゃ、このものは町民のもんじゃと。町民のもんなら町民のように早く町民から登記してとらんことには、現実に町民のもんじゃと言うてもそれが通らんようになりますよ、民法の今の119条でよう調べてみましたら。結局そういう町民のもんじゃと通らんようになったときに、登記せずになげてあったということは町の責任ですよ。行政の責任ですよ。

そりゃ保安林の買収から現在に至る、物すごいわしは書いておりますよ。そりゃ過ぎたことを言うてもわからん、過ぎたことを言ってたら、はあ時効になっちょるんじゃけえ言う職員もおりますよ。悪いことをして全てが時効になるということが間違いじゃけえ。

どうでもこうでも、町長さん、向こうのもんの所有権にしてください。それができに や納得できません。所有権がなあものを借ってもろうたんじゃあねえ。所有権はあなた ある、町民のもんじゃと言われるんじゃけえね。ほいじゃがね、あなたの答弁はかわいらしゅうなあですわ、わしは言いますがね。わしより知識が10倍も十何倍もあるんじゃけえ、言う言葉をね。

そりゃ、私らに言わせたら裁判用語じゃ言うんですがね、責任のないような、責任のないような答弁をされますがね、そりゃ人間がやられたことじゃけえ、落ち度はえっとありますけえの。そういうことじゃなしに、実際に町民のことを思われるんなら、ひざ

を突き合わせて直しましょうや。どうしても言われんのなら、町民には迷惑がかかるかもしれませんが、町長の責任があるんじゃけ、町長が告発してもらわにゃ困りますよ。 行政の間違いがあったら、貸したものが悪いんか、借ったもんが悪いんか、どういう手続があったんか。まだ登記が終わっちょらんし、そりゃ今言わる民法が皆出ちょるんですけえの、法律をいきさえすりゃどうでもなるんですけえ。町のもんじゃなあ、町民のもんじゃ言われるなら、町民のもんに早うされりゃええです、名前を。あなたが町長になられて5年になるんじゃが、全然手続はとっちゃないですよ。

そりゃうそじゃなあんじゃけえ、わしは言いますよ。この件について、県警に2回行っちょりますよ。事件にしゃあせんのじゃろう、事件にする考えはなあんじゃが、事件にせにゃならんようになるじゃなあ。そりゃいろんな考えはある、海田警察にも二遍行っちょる、海田警察は一遍じゃが、二遍目は県警のほうから、調査せい言うて海田警察に回してもろうても、調査してくれんのです。それほど行政はね贔屓してもろちょんさるよ。

県警に行ったときにも、あんたぼけちょんじゃろう、こんなことを、町がこういうことをするわけはなあじゃなあかいうて、頭から言われましたよ。あんた年は何ぼになります、90になります言うたら、あんたぼけとんさるんじゃ、町長さんと話をしんさいや。そがなことは絶対ないいうてわしは言うたんですが。海田警察に言うてから調査さすけえいうて、大方1カ月になりますが、調査に来やせんですよ。

そりゃ警察に言わせても、何に言わせても、そがなことはなあ、みんなが平等、それはうそですよ。そりゃ大臣やなんかが悪いことをしてもなかなか捕まりゃしますまあがの。わしはいつも言う。そりゃその理論は、わしらよりあんたたちは上の学校を出ちょんさんじゃけえ偉かろといもうが、相対性の理論で言うたら、絶対的な法律はないんですよ。宇宙には相対性以外に絶対なことはないんですよ。

そりゃ町長らは偉いけえ、学校を出ておるけえそういうことを知っちょるけえね、法律の裏も表も知ってきちょるけえね。裏がない言うたらうそです、法律は裏ができるんです。

そういうことはええんですがね、どうされるんですか。いろんな準備をしてありますよ。それが手続も何もしよらんけえじゃが、町長がええ、間違いなあ言われるなら、一応法廷の場で争わにゃわからんと思いよんです。その意思はありませんよ、今までなあけえ、20年間も何をしたんですけえ。

西村町長が今言いましたように、解約してくれ言うたら、そりゃ解約しようや、早くしようや言うてね、そのときに調査した書類はこちらにありますよ。そりゃ皆さんもああじゃこうじゃ言われるけえじゃがね、自治法でも、そりゃ書あた書類の中に自治法、自治法と出てるが、民法と逆行になった場合もあるんですよ。法律もそりゃいろいろあるけえじゃがね。どうでもこうでも悪いことをしちゃいけんですよ。わしはそれを言うんですよ。

そりゃ熊野町でも国から補助をとって悪いことをして、ねがうじゃ言うたこともあるんじゃが、町のためになるんじゃけえ、ええとは言わんが、こられられるよの、町民としては。町民へ直接損の行くようなことを行政がしてもろうちゃあ困るんです。

大学を出られた人がえっとおられるんじゃけえ、ようよう法律を調べて、人をごまかすような答弁をしてもらわんように、ごまかす言うちゃあ語弊があるかもしらんが、わしが根性が悪いけえそういうようにとったんかもわからんがね。ええかげんなことをえっと言うとるんですよ。

私は六法全書しか、ほかに民法六法全書と民法しかとりえがない民法ばっかり読んじょるんじゃけえ、そのこと以外のことはわしはわからんです。それでそのこと以外で町長らが今言うように相対性の原理で裏があることを知っちょられりゃ、そりゃあなたたちが勝つかもしれません。そりゃ認めますよ。職員の人でも、わしは議員さんでも実際にこのことがわかっちょるんじゃろうか、わかった人がおりゃ前へ出て説明してもらいたいと思うんです。なかなか難しい問題ですよ。要は金ですけえ。

それと町長町長こちらの職員に問うんじゃがね、わしは大きな差別じゃ思うんよ。ここで初め言いましたように133筆あるんじゃけの、受迫が。その133筆のうちにですよの、この度2筆をやっちょるんじゃが、ほかのもんがあるんです、あと百何筆、まだ池があるんですよ。そりゃ誰のもんかわからん言われるかもわからんが、民法の239条でいえばわしに言わせたら、ほかにありゃ、書類がありゃ知りませんよ。そりゃ国有であって、国が間違うて、個人が間違うてした登記でなあもんなら、国は必要はないんじゃが、日本の国から財産を消す、これはわしの考えです、財産が消えるけえ一応国へとったまでであって、本人が間違いじゃったんじゃけえ、わしへ戻してくれいえば戻すいうんが95条にあるんですけえ。あとに残った133筆でも、役場の職員に言わせたら、すぐ次郎兵衛池がどうとか、法尺寺池がどうとか言われますがね。それは西村町長のときに議事録に載ってるはずですよ。無主じゃ何じゃいうて言うけえ、わしがそれ

じゃあそのものをどうするな言うたら、無主でも裁判すりゃそのものになるんじゃけえ、 裁判してとれ、とられりゃええいう答弁をくれちょりますよ。そりゃ今でも法尺寺池、 わしはいろんなことを言うてきます、知らんいうんです、わしはそがんことは。わしは 今受迫の問題だけであるんじゃけえ。

このたびは徹底的にやってもらいたいと思うんです。

議長(馬上) 今消しちゃったじゃないんですか。質問しよられたけえ。

うな反論してもらやええんですよ。わしは町民のことを思うちょんですよ。

南田議員。

15番(南田) 今さらどうこう言うても、法律が関係のない、違法あるものはあるもので町ではっきりしてもらわにゃ困りますよ。そして処理してもらわにゃ。私も1人が 六法全書読んじゃ我が納得しただけじゃけえ、わしが言うたことに違いがありゃ違うよ

私はこれ損害が額がこの間計算してみたんじゃ、わしは。40年ほど前から損害金にしたら、不当利得になって不法行為になったときには、一切支払いすることになると、2億や3億じゃあがらんような計算になります。表立ってしたら私も間違いかもわからん思うて、表たってやったらわしはそうなると思うんですよ。それが違やせん思うなら、町のことじゃけえ、町も算用してもらって、町長がええけえしてくれえと、告発してくれえ言われれば、わしから。この告発は実際にそれが違法のことしてあるなら、これは町がすべきですけえの。町が自分を告発するようになりますよの。

町長は受迫に所有権はないんですよ。そのものはあれのもんじゃ、あれのもんじゃいうて、何遍あなたは幇助されるかです。その辺のことは知って幇助されたんじゃと思いますが。

もう何分あるや。

議長(馬上) 10分です。残り10分です。

15番(南田) そういうことで、この便じゃけえ便言うたらわるいんじゃが言うちょくんじゃが、建設の人もおる思うんじゃがね、新宮の人もおられると思うんじゃが、新

宮苑の問題、これはわしが前から入っとるけえじゃが、新宮苑に受迫がありますよ。そ

りゃ名前は何も知りませんよ、頼みにこられたときにわしが話を聞いちょるだけじゃけえ、調べちゃおらんけえじゃが。新宮苑の中にどの分の団地になるんか知らんが、池があって、池から田に向けて水路がしてあったやつを、水路を売ってしもうて、そりゃ売るいうたとこで役場の証明がなけんにゃ売れんのんじゃけえ、必要でない証明をだしたんじゃろうじゃん農区長なんかだして。それなら造成してから40年後に、造成して売った池の下、家の座下から水が吹き出て、これは役場もようよう知っちょってじゃ思いますよ。その後どうされたか知りませんが、こういう行為は瑕疵の責任いうて、見えんところへ水路をこさえちょったんですけえの。水路は国から買いとって、地元のもんが売ったんじゃろうと思うんですが。何にしたとこで、善良なる町民が何でもなあことに損害をこうむっちょるんですよ。

どこまで調べてあるか知りませんが、水路は図面から消しておりますよ、廃止して。それが池は次の水路をつくっちゃおらんですよ。結局底なし池にしちょって、そこから水を抜くように田にいかす。それが20年も30年もたつけえ、家の座から下から水が出たはずですよ。わしは見にいっちゃおりませんよ。話を聞いただけで。その行為があってから、どういう後の償いがしてあるんか。二、三日前に話を聞いたんですが、その池をつぶしてから綱が張ってあるか、入られんようにしたんじゃがいう話はちょっと聞いたんじゃが。その池は誰がつぶして、誰のもんですか。今始まった話じゃない、日にちを言うたら1年以上もならせんか。ちょろっときのう話が出たけえたまげたんです。ええようになっちょんじゃなあんか言や、しゃありませんいう。課長にどうなあいうて問うてみたら、部長へ、あれはどうなっちょるんじゃろうか、うちには受けた覚えはありませんと言う。結局、町民が知らん町民がどれだけ迷惑をこうむるかですよ。

今の受迫のもんでも、そりゃもろうてほくほくされるものがおるんかしらんがね、結果は、町長の口が許したら法的措置をとりゃええ思うんですよ。熊野町のことだから、町長の措置がなけらにゃ、それとも町のほうで違法性がどれだけあるか調べてみて、公表されるか。

瑕疵の責任は御存じのように100年あるんじゃけえの、責任が。池のもんが、池は売れないけ売らずにおいて水路だけ売って、それも払い下げを受けて水路だけ売って、その水路のかわりに、よその家の座の下へ水路をこさえとったふうですよ、わしは知らんのじゃけえ、げなですよ、これは。それが座の下から水が吹いて、それが処理がしちゃるかと思えば課長に問や、その後話はありませんいう。いけたということは町には知

らん言いんさるけえ。

町長言い換えにゃせんのでしょ初めから受迫は町のもんでないと。町民のもんじゃと。 それじゃけどういう事故があろうが責任はないととれるんですよの。よその池が吹いて、 座の下に吹こうが、それは瑕疵の責任じゃと。いやそれは売ったもんや造成したもんの 責任じゃと。水路は確かに登記してあるんですが、池はそのまま残っちょりますよ。そ れが近ごろ埋められたという話ですよ。

わし時間がありゃちょっと問うんじゃが、部長さんに問うてみるんじゃが、わしが言うのは池の問題がこうして出るんじゃが、池いうものはこれは公共性があって町のもんじゃけえの、誰がどうじゃこうじゃ、町のもんじゃない言いんさるなら、わしが問うんじゃが、役場の中にチショウ台帳というてため池の台帳があります。町のもんじゃけえ、町が台帳をこさえちょるんですよ。条例がありますよ。負担金条例いうて。町のもん、個人のもん、直すのに負担金条例なんか要りゃしまんよ。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 負担金条例についてでございますが、管理をされておられる方から 負担金をいただくという趣旨で負担金条例をつくっておりますので、また所有権の問題 とは若干異なるんじゃないかなというふうな気がいたします。

以上でございます。

15番(南田) もうほっちょくんか、行政としてどうするのか。あんたの責任ないけい町長に問うんじゃが。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 今南田議員が言われた新宮の池の件でございますが、ちょっと年数ははっきり覚えておりませんが、南田議員さんが言われるとおり、水路が宅地の中にあるということがございまして、そこに穴があいた事例がございました。そのときには地元の方とお話をして、池の管理の方とお話をして、既にちゃんと掘ってちゃんと埋めております。

	以上でございます。
~	・~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ 15番(南田) まだある、時間。 - ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~	議長(馬上) ありません。もう2分です。
~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	あるけえみんなが迷惑するんですよ。ええものはええ、悪いものは悪いと、町長が、あ
	なたが最高責任者じゃけ、あなたが指示を出したら何でもできるんですよ。わしみたい
	に1人議員が言うたけえいうとこで、これはならない一つですよ。数で抑えられるんで
	すけえね。そういうことになるとしたらどうしても熊野内進めるわけにいかんけえ、言
	法へかけなければなるんですよ。私は司法は好まんのですよ。することは知ってますよ
	どうしようとされるんか、今までどおりされるんか、そこだけ聞いてください、町長
	^.
~	
	議長(馬上) 南田議員の時間が1分を切りましたので、答弁があれば町長許します。
	なければ。町長。
~	
	町長(三村) 最初に申し上げたとおり、受迫については町に所有権はございません。
	受迫の利害関係者が所有していると認識のもとに、今後も処していきたいと考えており
	ます。

以上でございます。

議長(馬上) 以上で南田議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

7番(藤本) 7番、藤本でございます。

本日は1点について質問を行いたいと思います。生活福祉交通おでかけ号の今後についてでございます。

念願のおでかけ号が4月より本格運行を始めました。そこで現状の、まだ2カ月しか たってないわけですが、現状の乗車効率を踏まえ、今後の計画を問いたいと思います。

まず、1番目として、現状の1日当たりの運行本数、運行時間帯をどのように評価し ているのか。

2番目として、出発から帰着までの間に乗車定員の関係から積み残したことはあるの か。また、積み残しがあった場合の対処はどのようにされているのか。

3番目として、各コースとも決められた曜日に運行中ですが、実証実験中と運行曜日 を変えたことによる町民の立場から見たメリット、デメリットなどを教えていただきた 11

そして、その他として4番目に挙げておりますが、その他というと余り広くなりまし て大変執行部としてもどんな質問が出るんかと心配されるでしょうが、とりあえず1番 目から3番目までの回答を判断しながら問いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 藤本議員のおでかけ号の今後についての御質問にお答えいたします。

本年、4月1日の本格運行開始から2カ月余りが経過いたしました。この間、積み残 しとなる状況が数便ございましたが、それ以外は大きなトラブルもなく、順調に運行し ております。現在の利用状況は、昨年の実証運行実績とほぼ同様であることから、生活 交通手段として一定の評価をいただいているものと考えております。

本格運行に際しては、土曜運行の見合わせと減便を行い、御不便をお願いすることと なったわけですが、実証運行の実績を踏まえるとともに、施策の持続性や広電バスへの 影響等を考慮した結果であり、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 藤本議員のおでかけ号の今後についての御質問にお答えをいた します。

まず、現状の本数、時間帯をどのように評価するかという御質問でございますが、実証運行から本格運行への移行に際し、週当たりの運行便数を約4分の3に減便し28便に、また日々の運行時間数を1時間短縮し、最終便の帰着時刻が午後4時前となるよう、運行内容を見直したところでございます。

本格運行開始から2カ月というわずかな実績にしかすぎませんが、気候的に似かよった昨年10、11月の実証運行との比較では、利用状況に大きな変化は見られません。利用者実数をもとにした粗い評価ではございますが、実証運行と同様の評価を利用者からいただいているものと考えております。

次に、出発から帰着までの間に積み残しはあるのかという御質問でございますが、4月の中旬にかけまして3便ほど積み残しとなる状況が発生いたしました。いずれの便も中央地域コースの33区間中3区間という、ごく限られた区間で発生したものであることから、当面の対処として他の便を利用いただくことの検討をお願いする掲示を、該当区間の停留所に行ったところでございます。その後、積み残しの状況は生じておりません。

次に、各コースとも曜日運行であるが、実証実験中と運行曜日を変えたことによる町民から見たメリット、デメリットはという御質問でございます。本格運行では、役場や医療機関等が休みとなることから土曜運行は見合わせております。土曜運行の御要望は今のところお聞きしておりませんが、土曜から他の曜日へ振りかえての利用が困難な方がおられたとすると、その方にとってはデメリットでございます。また、西部地域においては平日の運行日数が2日に拡大したことから、平日利用者にはメリットが生じたものと考えます。

こうした運行内容の変更は、利用者の生活行動に変化を与えることになりますので、 事業定着の面から、今後は慎重にあるべきものと考えますが、その一方で、利便性や乗 車効率の向上に向けた取り組みも必要であり、諸般の状況を考慮した対応が求められる ものと認識いたしております。

以上でございます。

7番(藤本) ありがとうございます。

まず、このおでかけ号、やっぱり評判がよくて、本当にありがたいなという声はたくさん聞いております。さらによいものにしたいと思いまして、きょうはこうして質問しとるわけですが、積み残しがあったのが3回ぐらいと言うけど、そうじゃなしで帰った人もおられとるみたいで、どれだけカウントされるかというのは大変難しいところではあるかと思うんですが、この9人乗りというサイズ、熊野町の道路状況とか、日々の乗車人数とかを見ると、9人乗りが果たして妥当なのかどうか。ひょっとしたらもうちょっと大きい15人乗りとか、そういうのは考える必要があるのかどうかということをちょっと聞いてみたいと思います。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 現状では1便当たり平均利用者数は4.9人程度となっております。したがいまして道路事情等、あるいはタクシー業者が現に保有している車両等も考えますと、現在の10人定員のジャンボタクシーの利用をある程度続けていくということが妥当であると考えております。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) 今4.何人とおっしゃられたんで、ジャンボタクシーで9名で十分かなと思うんですが、昨年の9月だったと思います。町長にこの事業をどの程度の長さというか、先を見られてお考えいただいたのかということを申し上げたときに、町長は恐らく10年ぐらいは何とか頑張ってやりたいなというふうにおっしゃられました。10年たてば私も六十七、八になりまして、ひょっとしたら利用するかもわからん。ということになりますと、利用者はきっとふえてくると思うんですよね。その利用者がふえてくるだろうということを想定していかねば、積み残しがどんどん出てくるようなことになって、逆にせっかくいいものがあるのに、早う行かにゃ乗れんじゃないかと、早う行っても、皇帝ハイツと言うちゃあいけんけど、皇帝ハイツは真ん中じゃけ、もう乗り切れんじゃないかと、現にそういう声も聞かれたりするんで、そこは考えを変えていかにゃ

いけんというか、計画を見直しも必要じゃないかなと思うんですが、そういう見直しは 何年度ぐらいに考えられますか。

議長(馬上) 内田総務部長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

総務部長(内田) おでかけ号の見直しということの御質問でございますが、おでかけ号につきましては、最低年に1回、協議会を今現在立ち上げているところなんですけど、そちらのほうで種々検討させていただきながら、実用に合った形で見直し等を行っていきたいと考えております。また、年数につきましては、町長が以前に答えられたとおりで、約10年程度を見越した形で現在財源等を考えながらそういう形で考えているところでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) そうですね、やっぱり高齢化がどんどんどんどん進んでくると絶対それ は出てくると思うんですよね。とはいうても、先ほど内田部長がおっしゃられたように、 財源というのが絶対に不可欠な問題であります。

その他の質問の中に入れさせていただきたいんですが、ここ最近、新聞で地域の福祉 交通とか、いろんなのがずっと取り上げられてます。きのうも府中町が再開したとかい うのが出てましたし、それ以前もシリーズでずっとこの手のやつが、新聞の受け売りで は大変申しわけないんですが、載ってます。

そうした中で、私が目にとめたのが、スーパーの広電ストアは8月をめどに中古路線バスを改造した移動販売車を広島市内の団地に走らせる予定と聞くというふうに新聞に載っておりまして、興味深くインターネットでも調べてみました。そうしたところによると、当初は過疎地に対してのバスという、移動販売車両ということで考えられとったみたいですけど、現実には高所団地であるとか、古い団地のほうの要望もあるということを気づかれたようです。そして8月から、この宣伝するわけじゃないんですけど、ヒロデンジャー号とかいうやつで、路線バスを移動販売車にして、その中にいろんなものを詰め込んで、例えばここにはないけど、そういう自治会の決められた場所へとめて販

売をすると。そうしますと、おでかけ号プラスそういうものがあれば、おでかけ号が例えば9名のジャンボでも大丈夫かなとも思われるんですが、そういうものがあるようであれば、熊野町として財源をどんどんどんどん出すんでない形で、例えばセブンイレブンとか、ローソンとかで、そういう配達をしてもらえるのをどんどん宣伝してもらうとか、そういう別に広電に限らず、例えば町内にあるスーパーが移動販売車を、路線バスじゃないにしても、つくってするのはどうかとか、そういう提案も町からするのはどうなんでしょうかね。難しい問題はありますか。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 藤本議員の、私も存じております。広電が買い物バスで出すとか。特に広島市内の団地、利便性からいくと熊野よりもひどいんじゃないかというところもございます。そういったことも将来的には考えていかなくちゃいけないと。これはスーパーの業者とか、広電バスさんとか、いろいろ調整すべきことはございますので、基本的にはちょっとおでかけ号を定着して、もう少したってからそういう要望、状況が変わってきたら判断していきたいというぐあいに考えております。全く頭にないわけではございません、ということでございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) ぜひそういう形で、もちろんおでかけ号は定着させていただきたい。そしてせめて 1 0年は十分な形で町民の方に今以上に喜んでいただけるようにしていただきたい。

それと、実は私は日曜日に腰を痛めまして、今車に乗るのに右足が入らないんで、右足をひっぱって乗せるような状況なんですね。先ほどおでかけ号がちょうど朝あったんで乗るうとしたときに、ステップが高いんです。これは今まで気にはしてましたけど、実際に自分が靴下をはくのに奥さんにはかせてもらいました。それぐらい足がちょっときょう、右足が動いてないんですよ。そうした人たちのことは、実は私は過去、たしかやっぱり9月ぐらいのときにそういう、今のジャンボタクシーも結構でございますけど、10年間のスパンでやられるんであれば、それなりのお金を出せるんであると。そうす

るとタクシー会社のほうにもそういう、ノンステップとは言いませんけど、そういうものがあるよということを言ったはずなんです。やはり自分がなって初めてわかりました。やはり乗りやすいものを、せっかくこれからあと9年何カ月もやるわけですから、ぜひタクシー会社に無理を言っていただいて、お年を召された方も乗りやすい形のものを入れてほしい。本当に腰を痛めた方がいらっしゃると思いますけど、大変ですよ、実際に。そこはどんなんでしょうか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 確かに以前にステップ等の問題につきまして御質問をいただきました。その後、タクシー業者さんともちょっと話をさせていただいて、現在、町のほうが運行しておりますタクシーというのは、一般のおでかけ号の利用だけではなくて、休んでいるときには一般の乗客の方も乗せられているタクシーであると。また、現在のタクシーがちょっと年式的に古いタクシーであるということで、現在のタクシーについてはちょっとなかなかそういう形の装置をつけることについては、ちょっと今検討はしているというか、ちょっと難しいところであるというお話で聞いております。

また、町のほうから助成ということになってきますと、現在はタクシー料金の、実際にはタクシーを無料で乗っていただいてるところなんですけど、運行に当たってはタクシー事業者さんのほうにタクシーの正式な賃金、運行賃ですね。この運行賃の中で委託をかけているということになりますんで、町のほうからは追加的な補助という形はちょっと難しいということで考えており、そういった形の中で現時点ではつけるのが難しいのかなと。ただ、新しいタクシーを購入されるときには、タクシー事業者さんのほうも検討を入れてもいいんじゃないかということでお話をいただいております。

以上でございます。

議長(馬上) 藤本議員。

7番(藤本) 内田総務部長が言われると、何となしにごまかされたような気がするけど、本当なんですよ。本当に10年先を考えてください。今のままで乗ってくださっている方は、私も見ましたけど、割りに若いお年寄りの方ですよ、実際に。でもこの人た

ちが年をとられる5年たつ、6年たてば無理ですよ。やっぱり内田総務部長をずっと見てるわけじゃないんですけど、本当にそういう形で、他町から見本になるような形のものをつくってください。本当にそれは熊野町は先進的な形でやってるわけですから、やっぱり見にきて、何や、ジャンボタクシーだけやんかという形のもんじゃない、もう一歩踏み込んだ形をやってください。町長、お願いします。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 御趣旨はよくわかりました。今総務部長が答えように、現状ではちょっと難しいんですが、前向きに事業者の改造費について補助を出すなり、そういったことも検討項目に挙げて、高齢者が利用しやすいような形に今後も持ってまいりますので、そういった方向で御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長(馬上) 以上で藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時15分からでございます。

(休憩 10時58分)

(再開 11時14分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

1番(沖田) 1番、沖田です。私からは2点について質問させていただきます。

まず1点目に、介護保険制度の改善についてですが、現在、介護保険制度を利用して 入浴補助用具やポータブルトイレなどの日常生活用具の福祉用具購入費及び手すりやバ リアフリーなどの住宅改修費の支給は、利用者が一たん全額負担し、その後申請をして、 保険給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっていますが、利用者にとっては一時 的であれ、全額負担となると相当な経済的負担を強いられることになります。利用者が 自己負担分の1割分のみを事業者に支払えば、残額は町から事業者に支払われる受領委 任払いを導入していただくお考えはないでしょうか。

次に、2点目に小・中学校教諭の事務作業の軽減や情報漏えい防止についてですが、 平成23年4月から、全国の小・中学校で新学習指導要領が全面実施され、理科、算数 の授業時間が以前より各16%程度拡大し、教科書のページ数も理科で36.7%、算 数で33.2%増加しています。学習内容を3割削減した前指導要領のゆとり教育から の完全脱却をすることになりました。そのために多くの学校が行事を削り、平日の授業 をふやすなどして、授業時間を確保する中、土曜授業に踏み切った学校も多数あります。

現在、教員は教育委員会や学校長の指揮を受けとめ、児童・生徒の学校生活、学習指導、部活動指導、生徒指導も行いながら、時として家庭調整や家庭での生活状況の把握、訪問指導など、児童・生徒一人一人の性格や障害域の把握にまで努めておられる中、毎日遅くまで校内に残り、事務作業を行っており、教科の仕事や採点作業など、自宅に持ち帰って作業をすることもあると伺っております。事務作業軽減のため、どのような対策を行っていますか。また、児童・生徒の個人情報漏えい防止については、具体的にどのような対策を行っていますか、御答弁をお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の介護保険制度の改善についての御質問は私から、2番目の小・中学校教諭の事務作業の軽減や情報漏えい防止についての御質問は学校教育課長から答弁をさせます。

熊野町では現在、介護保険サービスの福祉用具購入費及び住宅改修費の支給については、償還払いを原則として実施しております。しかし、議員御指摘のとおり、一時的であれ、一たん全額を支払うということは、利用者の経済的負担は大きいものがあると考えております。そのため、利用者の経済的負担を軽減する必要があり、受領委任払いを早急に実施したいと考えております。

詳細につきましては、福祉課長から答弁をさせます。

以上でございます。

福祉課長(加島) 沖田議員の介護保険制度の改善についての御質問にお答えします。

介護保険サービスの福祉用具購入費と住宅改修費については、介護保険制度開始当初は、購入事業所や改修業者の指定要件はなく、例えばホームセンターでポータブルトイレなど福祉用具を購入することもでき、保険者が償還払いで支給していました。しかし、利用者に合わない福祉用具が提供され、かえって自立を妨げたり、悪質な業者が適切でない福祉用具を販売するなど、利用者との間でトラブルが生じる事例が報告されております。そのため、適切なサービス実施のため、平成18年度に介護保険制度の見直しが行われ、福祉用具購入費については事業者指定制度が導入され、事業者に配置されている専門的知識を持つ相談員がかかわるようになり、また住宅改修費については、事前申請が義務づけられるようになりました。

このことにより、保険者が事前に事業者把握が行えるようになり、その後、受領委任払いを導入する保険者がふえております。本町におきましては、これまで特に利用者から受領委任払いの要望がなく、償還払いで支給を行っておりましたが、受領委任払いの導入の必要性も感じております。事業者の登録やケアマネジャーに対する説明など、できるだけ速やかに実施できるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 富田谷学校教育課長。

学校教育課長(富田谷) 沖田議員の小・中学校教諭の事務作業の軽減や情報漏えい防

学校教育課長(富田谷) 沖田議員の小・中学校教諭の事務作業の軽減や情報漏えい防止についての御質問にお答えいたします。

教員には子供の状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かで質の高い指導を行っていくことが求められております。しかし、沖田議員の御指摘のとおり、教員の職務には、 子供に向かい合うこと以外にも、会議、保護者対応及び事務作業等がございます。

そこで本町におきましては、教員が子供と向き合う時間を確保し、教育の質の維持・ 向上を図るため、効率的な校務運営と教職員の負担軽減に取り組んでおります。

例えば、平成21年度から本務者に対してパソコンを1台ずつ貸与し、校内LANを 整備しており、教職員は書類や教材の作成等が効率的に行えるとともに、情報共有でき るようになっております。また、各校に学校支援員や生徒指導相談員等を配置したこと によって、教職員の業務が軽減されております。

さらに、各学校でも広島県教育委員会作成の業務改善事例集等を参考にしながら、整理整頓の工夫、会議時間の短縮等、効果的・効率的な業務改善を進めております。

次に、児童・生徒の個人情報漏えいについてでございます。児童・生徒の個人情報を 紛失する事案が繰り返し発生しましたことから、広島県教育委員会から出される懲戒処 分の指針が改正され、児童・生徒の個人情報漏えい・紛失の項目が追加されました。

町教育委員会といたしましても、このことを各学校に周知するとともに、各教職員が情報漏えいにつながるような書類等を自宅に持ち帰ることのないよう指導しております。また、電子データの情報についても複写ができないようなセキュリティ対策を行っております。

以上でございます。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) ただいま町長から、大変前向きな御答弁をいただきありがとうございます。この受領委任払いについては、海田町、府中町においては既に実施されておりますので、早急に改善していただきたいと思います。年金暮らしの高齢者にとっては、一時的であっても全額支払うことは大変負担であると多数の方から伺っておりますので、よるしくお願いいたします。

また、介護保険制度については、昨年6月議会において65歳以上の元気な高齢者の方が介護施設などで車いすの介助や体の不自由な人の介添えなどのボランティア活動をすることにより、ためたポイントを町内で買い物ができるチケットと交換できるなど、生きがいをはぐくみながら地域経済を活性化させる効果が期待でき、介護保険料の負担が実質的に軽減されることができる介護ボランティアポイント制度の導入を検討していただきたいと質問いたしましたが、昨年6月時点での導入は難しく、今後介護現場の状況や高齢者のボランティア活動の状況などもあわせ検討していきたいとの御答弁がありましたが、その後どのように検討されたのか、お答えください。

議長(馬上) 加島福祉課長。

福祉課長(加島) 一番は受け入れをしていただく現場の意見が大切だと思いまして、町内の介護保険事業所に出向きまして、受け入れの可能とかそういうところで情報収集を行いました。実際大きな事業所さんはもう既に受け入れをいただいておりますが、なかなかコーディネートをする人が必要ということもございまして、社会福祉協議会が今ボランティアコーディネートを行っておりますが、そのコーディネートがこの介護ボランティアについては今のところはちょっと難しいというお答えをいただきました。そういうことで、今まだ検討中ということになっております。

以上です。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 大変現場は厳しい状況があると思うのですけれども、それでは3年間介護保険を利用せず、元気に暮らした65歳以上の高齢者本人に対して、お元気ポイント制度のような介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するポイントシステムを導入すべきではないでしょうか。介護保険サービスは使わないと損という考え方を一掃するためにも、高齢者がやりがいを持って楽しく介護予防に励めるよう、お元気ポイント制度や介護ボランティアポイント制度などの新たな支援システムの導入をすべきだと思います。熊野町においては、高齢化率は進んでいますが、元気な高齢者が多いのが特徴であると思います。昨年6月に提案させていただいてから、町内の高齢者の方からもぜひとも進めていただきたいとの声を多数伺っておりますので、御検討ください。

次に、教職員の事務負担軽減についてですが、教員の本来の業務は児童・生徒と向き合うことであり、事務作業に追われる中、生徒と向き合える時間が十分にとれなくて悩んでいらっしゃる教員もいると伺っています。先生方の仕事量がふえている中、一生懸命な先生ほど学校内だけで用務をこなすことが難しくなってきているのではと思います。担任が児童・生徒と向き合える時間を十分確保するためにも、先生自身の仕事量を軽減することも考えなくてはいけないのではないでしょうか。つまり、校務支援をしっかりしていくことが大切だと思います。

熊野町においては、先ほども御答弁いただきましたように、学校支援員や家庭教育支援アドバイザーなど、人的措置を行っており、現場の教員からは大変喜ばれております。

この点については高く評価いたしたいと思いますが、現在の紙ベースを前提として構築されてきた校務処理を電子化し、一元的措置、共有化などにより、先進地の事例として 熊本県益城町教育委員会では、一般企業の協力により、公務支援システムを構築、町内 の小・中学校7校で利用されております。

校務支援システムでは、小・中学校で国内発となる電子指導要領の作成、出欠管理や成績管理、教員間の情報共有などを行うことができ、また校務の効率化や児童・生徒と教員のコミュニケーション支援といったこともできます。これにより、教員の本来の業務である児童・生徒と向き合える時間の増加を図り、また教育の質の向上にもつながっております。

校務支援システムでは、クラウドコンピューティング環境を活用し、教育クラウドの一つとされており、セキュリティの要請を満たし、情報漏えいの防止やデータの保護も実現されています。このシステムは学校のパソコンのほか、教員個人のパソコンに専用ソフトをダウンロードすれば自宅からでもアクセスが可能になり、個人情報を持ち出すことなく成績や授業の資料作成などが可能になります。また、データは各学校にバックアップする一方、耐震化や非常用電源装置を備えた通信会社サーバーに保管するため、災害時の情報消失が防げます。

そこでお伺いいたします。本町においてもこの教育クラウドによる校務支援システム 導入などにより、教員の校務効率化を図り、児童・生徒と向き合える時間の確保やセキュリティ確保などを目指してはいかがでしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 確かに教員は、いろいろ学校でいろんな校務に追われている、いわゆるいろんな雑多な雑務というケースも非常に多くあります。子供一人一人の成績を見たりというのは非常に大事なことなんですが、それを集計したり、分類したりというような作業というのが、コンピューター等で利用できれば大分スピードアップも図れるんじゃなかろうかということだろうと思います。

そして、その一方では、子供たちに学校でいる時間にしっかり子供と向き合うためには、先生方も場合によっては家に帰って作業をしなければならないということもあるんではないかと。

そこで、熊野町の場合ももちろん基本的には家に持って帰らないようにしてくださいということですけれども、状況によって、例えばデータは持って帰れるけれども、ほかの人が読めないというような形のセキュリティ、しかも記録もほかのところで取り出したり、または変えたりというのは、先生のパソコンしかできないというような仕組みは考えてます。ただ、残念ながら確かにオンラインで結んだりというような形のことはなかなかできないというのが現実です。

ただ、これらについては、非常にクラウドコンピューターシステム、従来のメーンフレームと申しますか、大きなコンピューターを中心にした形よりも費用は安く上がるような形ですけど、まだまだなかなか費用がかかっていくというのが現状でございます。これからどういうような形で、家へ持って帰ってしっかり仕事をしなさいというのも問題がある部分だろうと思いますので、それらも含めてどんな形で学校で、それから場合によってはそういう形での業務が軽減できるかということを含めながら、またくどいようですが、費用のほうも考えながら、研究してまいるという段階ではなかろうかと思います。

以上でございます。

つながります。

議長(馬上) 沖田議員。

の先生といろいろお話をさせていただきました。学校現場の教員が強く望んでいるのは、時間と人員の確保だと伺っております。特に、女性の教員は自身が子育てをしながら教員として働いていらっしゃいます。自身の子供が保育園に通う時期などは、お迎えの時間にあわせて帰宅するために、仕事を持ち帰り自宅で作業することも多く、生徒と向き合う時間をつくる努力をしながら、自分の子供とはなかなか向き合えない現状がありま

す。私自身、保護者の1人として頭の下がる思いでいっぱいです。最大限の校務支援を

していくべきだと思います。教員の環境を整えることが子供たちの環境を整えることに

1番(沖田) 今回、この質問をさせていただくに当たり、学校現場の担任を持つ教員

最後に、町長にお伺いいたします。将来を担う子供たちに関連する教育部門の予算を しっかりと手当することが重要であり、大きな視点から見るとそれが本当の意味での行

- 35 -

政改革になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) この議会においても答弁しておりますように、まちづくりの基本、これは教育にあると常々私は言っております。その考えは全く変わっておりません。財政状況等を見ながら、厳しい状況ではありますが、できるだけ教育予算には配慮してまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 力強いお言葉ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

議長(馬上) 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、6番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 6番、大瀬戸でございます。

前回、3月議会の質問で取り上げました人口減少に対する対応につきまして、その関連する質問として質問をいたします。

人口減少や生活の環境に伴い、町内でも空き家が増加し、それに関して少なからず問題が発生しているという声があります。老朽化が激しく、災害時には周辺住民に危険が生じることも予想されるケースもあるようです。しかし、多くは所有者が不在で対応が困難な状況もあり、苦慮しているといいます。今後このような状況は増加することが考えられますが、これに対して実情の調査をし、対応すべきと考えます。

また、同時に十分利用可能な空き家につきましては、いわゆる空き家バンクのような 利用方法も定住対策として可能だと思いますが、これに関しても検討を始めるべきと考 えますので、答弁をお願いいたします。

次に、前回の質問でも触れて多少重複するかと思いますけれども、町内の交通問題、

特に県道の状況について質問いたします。

熊野町は車での移動が生命線です。したがって道路は最も重要なテーマの一つでしょ う。今現在、県道のさまざまな工事が進められています。先日の全員協議会でも説明が ありましたが、改めて現在の進捗状況、体系的な計画、交通量の見積もり、町道との連 携についてお答え願います。

以上でございます。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 大瀬戸議員の二つの御質問のうち、2番目の県道の整備状況については 私から、1番目の空き家条例については開発指導課長から答弁をさせます。

県の道路分野の整備計画である広島県道路整備計画2011において、本町に関する ものは県道矢野安浦線の道垣内交差点、それから仮称でありますが熊野黒瀬トンネルを 含むバイパス、川角地区から呉地地区までのバイパス及び県道瀬野呉線の深原地区のバ イパス、新宮地区の交通安全事業の計5事業が位置づけられており、現在、町内各地域 で事業が実施されております。

詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 大瀬戸議員の2番目の御質問、県道の整備状況についての詳細につ

いてお答えいたします。

町内5カ所の各事業の進捗状況についてですが、1点目の道垣内交差点改良工事は、 現在土路川横断部の道路拡幅を実施中であり、来年度は町道城上垣内線の交差点取りつ け工事を実施し、供用する予定でございます。

2点目の(仮称)熊野黒瀬トンネルを含むバイパス整備は、今年度末の供用に向けて、 トンネル工事及びトンネルから県道までの取りつけ工事が進んでおります。

3点目の川角地区から呉地地区のバイパス整備は、5月に終点側の県道整備が完了し

たところであり、引き続き残る区間の早期工事着手に向けて用地取得を進めてまいりま す。

4点目の深原地区バイパス整備は、町道深原公園線から県道矢野安浦線のトンネルエ 区までの間において、昨年度実施した地形測量をもとに、現在、地質調査、道路の詳細 設計を進められており、今年度は構造物の詳細設計等を実施し、本格的な事業着手に向 けて地元説明会が開催される予定でございます。

5点目の新宮地区交通安全事業は、昨年度の工事に引き続き、今年度完成に向けて事 業促進される予定です。また、新宮コミュニティセンターから安芸区阿戸町側に向けて、 昨年度事業説明会を実施し、今年度は歩道整備に必要な用地測量を実施する予定でござ います。

次に、交通量については、昨年12月に町が実施した日交通量調査によりますと、矢 野安浦線酒井医院付近で約2万1,000台、瀬野呉線ノムラストア付近で約1万3,0 00台と、かなりの交通量となっております。

最後に、町道との連携については、深原地区の県道バイパスに関連して大型車両の円 滑な交通処理を図るため、現在整備中の町道深原公園線を準工業地域へ延伸する計画を しており、今年度から新たに道路計画を検討する予定でございます。

また、県道矢野安浦線の川角地区から呉地地区のバイパスに関して、交通量の多い県 道の迂回路として、出来庭及び川角地区の生活交通を円滑に処理するため、現在町道出 来庭川角中央線を整備しており、今年度中に供用を開始する予定でございます。

以上でございます。

議長(馬上) 林開発指導課長。

開発指導課長(林) 大瀬戸議員の1番目の御質問、空き家条例についてにお答えしま

す。

近年、全国的に空き家に関する問題、例えば管理不十分の場合、倒壊等の危険性の問 題、火災や犯罪を誘発するおそれがある等治安の問題、また害虫の発生などによる生活 環境悪化の問題等、さまざまな問題が生じているようです。本町ではこれまで苦情等は ないようですが、議員御指摘のように、人口の減少等により空き家が増加すれば、今後 このような問題が発生することは十分考えられます。

現在、町では空き家の状況を把握しておりませんので、今年度、その数や所在などの調査を実施します。したがいまして、それが終わり次第、対策が必要であれば条例の制定や活用策も含め、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) ありがとうございます。

まず、空き家に関することですけれども、たまたま夕べですけど、たまたまBSのほうでこれを取り上げたニュース番組がございまして、知らなかったこともたくさんあったんですけれども、所有者の方が解体をしたがらない理由の一つとして、固定資産税の軽減措置があって、更地にすると全額、今家が建っていれば面積によっては6分の1なり、3分の1というような条例があるということを知りました。条例ではない、法律があるということがあります。

これはどうなんでしょうか。熊野の自治体として、基礎自治体が条例でこれを緩和措置をつくるとか、そういったことが可能なものなのかどうなのか。あるいは国の法律を変えないと手出しできないのかというようなことも含めて、ちょっとその辺の環境といいましょうか、空き家を解体しやすい環境にしていくということができるかどうかというのはどうでしょうか。

議長(馬上) 貞永税務課長。

税務課長(貞永) 大瀬戸議員の御質問の住宅に対する特例という形で、200平米以内であれば6分の1、それ以下のものについては3分の1を軽減するというふうな措置なんですけども、これにつきましては地方税法のほうに定めていて、条例のほうで変えるということはできないものと認識しております。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) わかりました。国としても、今はこの空き家の問題をこれから取り上げていくというような方向にあるようです。ぜひとも近い将来、熊野町も問題が深刻化すると思いますので、今から準備をしていただきたいということで、今年度調査を実施するということでしたから、ぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、県道の件ですけれども、まずそれぞれの工事に関しましては状況としてわかります。ただ、道ですから点のままでは機能しないと、線になって初めて道の機能があるということで、熊野におきましては、やはりどうでしょうか、平谷の熊野の入り口から、あるいはトンネルから、少なくとも萩原方向まで、萩原あのあたり、要するに交通量の多い部分、それから黒瀬に抜けるあたりまでの全面的な整備がどうしても望まれると思うんですが。

例えば、今川角あたりまでは広くなってますけれども、川角から道垣内交差点、道垣 内交差点から阿戸分れ、阿戸分れから庄賀地方面ですか。このあたりの計画とかいう状 況をちょっと教えてください。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 一応、今お答えした県道矢野安浦線、非常に重要な路線で、町の心臓、大きな動脈と考えております。ただ、今言われたことにつきましては、現在、今は川角工区からセブンイレブンのところの工事が終わりました呉地工区、あそこへ郵便局の前から曲がってひっつくようになります。それが現在の道路の広島県道路整備計画2011において位置づけられている、まさにこれが、そこまでが道路でございます。今後、次に萩原までを2工区として、萩原から今言われました黒瀬までというか、それはまだ計画決定を打ってないんですが、今後もその計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 町内におきましては今のような状況ということと、それから熊野から 広島方面に抜けるときに、今熊野トンネルとそれから矢野峠と2種類あります。熊野峠

| 方が待ったりする状況があるようです。県道ですので、広島県の整備になると思うんで                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すが、広島市ですかね。このあたりにいわゆる矢野部分の県道矢野安浦線についての拡                                                                         |
| 幅なり、整備の要望を強くしていただきたいと思うんですが、このあたりはどうでしょ                                                                         |
| うか。                                                                                                             |
|                                                                                                                 |
| 議長(馬上) 森本建設部長。                                                                                                  |
|                                                                                                                 |
| 建設部長(森本) 議員御指摘のとおり、大型車両の交通がすれ違うときに片方が待つ                                                                         |
| ということはよく皆さん御経験だと思います。それでかなり渋滞を招くということがご                                                                         |
| ざいますので、我々もときがあれば市のほうにお話に参りたいというふうに考えており                                                                         |
| ます。                                                                                                             |
| 以上でございます。                                                                                                       |
|                                                                                                                 |
|                                                                                                                 |
|                                                                                                                 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·                                                                           |
| - ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~                                                                         |
|                                                                                                                 |
| - ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~                                                                         |
| - ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~                                                                         |
| - ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                          |
| - ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                          |
| 6番(大瀬戸) それから、熊野トンネルの件を、3月議会で32年度から無料になるというふうに聞きました。これはそのとおりでよろしいですか。<br>- ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ |
| 6番(大瀬戸) それから、熊野トンネルの件を、3月議会で32年度から無料になるというふうに聞きました。これはそのとおりでよろしいですか。                                            |
| 6番(大瀬戸) それから、熊野トンネルの件を、3月議会で32年度から無料になるというふうに聞きました。これはそのとおりでよろしいですか。                                            |
| 6番(大瀬戸) それから、熊野トンネルの件を、3月議会で32年度から無料になるというふうに聞きました。これはそのとおりでよろしいですか。                                            |

6番(大瀬戸) それから、マスタープランにいつも出てくる計画なんですけれども、 かなり以前から初神地区から海田に抜ける道路というのがマスタープランには毎回出て まいります。ところが、全く実態のない状況ではないかと思うんですね。もちろんでき るにこしたことはないんですが、全く根拠がないんであれば、マスタープランから外すべきだと思うんですが、あるいはマスタープランにあるなら積極的に推進するべきだと、 どちらかだと思うんですが、今ではプランにはあるけれども、事実上ないも同然という ようなことだと思うんですね。

それと同じ問題として、海上側から今の黒瀬の津江に抜ける県道の計画。これもあるようなないような話だと思うんです。このあたりの実態と、それから今後の計画をどうしていくのかと、町としてはどのように要望するのかというようなことをお聞きします。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 実は初神から海田に抜けるトンネル計画、皆さん御存じだと思います。実は平成17年から20年にかけて、国、県、町、3者で検討してまいりましたが、実際、高低差が200メートル以上ございます。トンネルはトンネルの勾配規定を守らなきゃいけないということで、熊野側からトンネルを掘った場合、海田側に出たときには、今走っております安芸バイパスとの差が50メートル以上あるということで、ループにするんか、何にするんかという話になると、事実上不可能であると考えます。

また、津江八につきましては、県の計画もございますので、そこらはまた県と協議を して詰めて、また今後発表させていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) わかりました。

それでは、今の海田に抜ける道路に関しては事実上ないと、不可能であるということ であるならば、次のマスタープランを考えるときには外していただきたいと思います。

あと今出ましたけれども、安芸バイパスが2年後ですかね、開通する予定であります。 少なからず熊野町の交通量の影響があると思うんですが、トンネルができてしばらくそ の後に安芸バイパスができると思うんですが、このあたりの安芸バイパスができる影響 というのをどのように見積もっているかというのを教えていただきたい。

ますんで、若干向こうへ入ってくれるのかなと。

建設部長(森本) 議員言われるように、黒瀬トンネルができますと、一時的ではあるんですが町内の交通は増加するように考えます。ただ、安芸バイパスも本年度末、瀬野駅の向こうまでは一部供用開始されると聞いております。国道2号線の難所でございます、あれ安芸中野になるんですかね、2車線が1車線に、非常に混むと。あそこを超え

先ほど議員言われたように、全部開通しますと2号線と安芸バイパス2本立てになりますので、片方で事故があった場合にでも、熊野へ上がってくる車は若干減ってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 何度も繰り返すようですけれども、熊野町の場合は公共交通というものが乏しいので、どうしても車を一家に2台、3台という状況はもうどうにもならないわけですから、道路というものは本当に整備しても整備してもまだ足りないということだと思います。大変お金のかかることだし、時間のかかることだと思いますけれども、今後も引き続き、県や市のほうに強く要望して、道路環境を整備していただきたいと思います。

質問は以上で終わります。

議長(馬上) 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から。

(休憩 11時55分)

(再開 13時30分)

はいて 10妥 山野洋昌の登立を称します

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

10番(山野) 山野です。2点についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

まず1点目は、町内でのDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害の救援についてお尋ねいたします。

去る5月26日、大阪市北区のマンションで母子が餓死状態で見つかりました。夫からのドメスティック・バイオレンス被害、あるいは子供への虐待があって夫から逃げ、転居を繰り返していたと。また、市の窓口の生活保護の担当者に、仕事が見つからなかったら経済的に不安定になりそうだと相談に訪れていたそうです。その後、母親にも借金を申し込んだが、結局その4カ月後、食料もわずかな食塩だけ、口座の残金も二十数円という状況で、子供にはもっとおいしい食事をさせてあげたかったというメモが見つかったそうです。この食料のあり余った飽食の時代に、役所も母親も近所も気づかずに、餓死のような状態で亡くなったのかと思うと胸が痛みます。夫から逃避することがいかに難しいか。警察署員が行くと、夫に知られるおそれがあるし、署員の質問にも拒絶反応で対応していたようです。

そこでお尋ねいたします。町内でDVに関する被害の相談の有無はどうでしょうか。 もし相談があった場合にどういう支援の方法があるのか。物質面、金銭面、精神面での 支援のあり方を教えていただきたいと思います。

2点目についてお尋ねいたします。西公民館の建てかえの場所は決まったのでしょうか。先日アンケートをされていたようですが、その結果どうなったのかお教えください。 もし建てかえられるのなら、ぜひ子供や子育て支援の拠点づくりに、読み聞かせを中心 とした夢のある子供シアター、劇場の建設を考えてほしいと思います。

以前に申し上げたように、熊野町の団地には昭和46年西公民館が建てられた当時に、 読書グループ、こぐま絵本の会がつくられ、何代も代表が交代しながら、今もこぐま絵 本の会が西公民館を拠点に活躍しておられる。平成11年、熊野町が教育のまち宣言の 折、あさどく、読み聞かせで、小・中学生にとって授業の前の落ちつきを習慣づけると、 四つの小学校、二つの中学校でも取り入れられてきました。

また、三村町長はまちづくりは教育にあると施政方針の中でも教育の町を目指すとされておりますが、3年前にはうちどくの取り組みも始められ、本を読む習慣がつき、教

育のまちとしては大変によい習慣が身についていると思います。さらに、幼児たちが西公民館で、あるいは保育園、図書館でも、ボランティアによる読み聞かせが定着しているようです。

そこで、ぜひその子供たちが楽しく集まって本を読んでもらったり、人形劇やテープ サート、紙人形劇など、常時できるような施設があれば非常に喜んでくれると思います。 今から実施設計をされるのならば、ぜひ一考していただければと思います。いかがでしょうか。

45年の読書の会、あさどく、うちどくなど、他の市町では考えられないような歴史 や実績があります。もう一つ花を咲かせて子供たちに夢を与えていただけたらと思って おります。どうかよろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の町内でのDV被害者の救援策についての御質問は私から、2番目の西公民館に子供・子育て支援の拠点づくりについ

山野議員の1番目の町内でのDV被害者の救援策についてですが、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVについては、児童虐待とともに家庭内で起きるなど、外から見えづらく、発見が極めて困難です。また、周囲に気づかれないうちにエスカレートし、被害者が生命または身体に重大な被害を受けるおそれがあります。このことから、民生委員や地域住民からの通報などによる早期発見、県の配偶者暴力相談支援センターや警察などと連携した適切な対応が重要であると認識しております。

詳細は民生部次長から答弁をさせます。

ての御質問は、教育部次長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 光本民生部次長。

民生部次長(光本) 山野議員の1点目の御質問、町内でのDV被害者の救援策についての御質問にお答えします。

夫からの暴力、いわゆるDVから逃れるため、守口市から大阪市内のマンションに移り、夫と別居していた母子2人が餓死した事件は、夫への極度の恐怖心から本人の実家にも居場所を伝えず、行政にも相談等の支援を求めた形跡がなく、頼る相手もないまま孤立した結果、餓死したのではないかとの新聞報道もなされており、事実とすれば大変痛ましい事件でもあります。

熊野町で受けたDV被害者の相談件数につきましては、平成23年度に6件、平成2 4年度に1件、今年度は5月末までに4件となっております。

DVをめぐっては平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法が制定をされ、配偶者から暴力を受けている者は市町村に設置する相談窓口、または県の子供家庭センター内に設置する配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、必要な援助を受けることとなっております。

また、配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、県の相談支援センター、または警察に通報することとなっております。市町村においても相談窓口としての機能を果たすよう努めることとなっており、本町におきましては民生課がその窓口となっております。

役場にDV被害者からの相談や通報があった場合は、まずその状況を確認した上で、 県の相談支援センターにつなぎ、被害者本人の意思に基づき、母子生活支援施設への一 時保護を含め、各種の情報提供など必要な援助を行います。

なお、援助に際しては、本町の福祉事務所と連携し、生活保護制度や保育所への入所、 児童扶養手当の認定等、被害者の自立を支援するために必要な措置やサービスの提供を あわせて行うこととしております。また、緊急性のある場合は警察とも連携し、被害者 の保護、被害発生防止のために必要な措置をとることとしております。

以上でございます。

議長(馬上) 三村教育部次長。

教育部次長(三村) 山野議員の2番目の、西公民館に子供・子育て支援の拠点づくり

をの御質問にお答えいたします。

現在の西公民館は、昭和46年、熊野団地造成とともに建設されたもので、約42年の年月が経過し、老朽化による建てかえ等の検討を進めているところでございます。現

在、熊野町は家庭で子供と家族が同じ本を読み、その感想を共有することで、互いのきずなを深め、良好な家庭環境を醸成することを目的とした、うちどく事業を初めとする読書推進活動に積極的に取り組んでおります。山野議員の御質問でお示しいただいた子供シアターの設置は、子育て支援につながる御意見として、また読書推進を進める上でとてもよい御提案と考えております。

しかし、財政上の制約もございますので、町企画財政課等と協議しながら、総合的な研究を行い、整備計画を策定させていただきます。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 23年度で6件、24年度で1件、そして5月までで4件。5月までで4件ということは、今6月ですからまだあと半年もあるんで、かなりふえるんじゃないかなと思うんですけれども。

D V だけじゃなくて、先ほど町長も言われたように、児童虐待というのも非常に問題になると思うんですよね。その児童虐待でも、例えば父親が奥さんに生活費を渡さない。そうするとその奥さんは子供を育てたり、御飯を食べさせたりする、学校へ行くお金も出せない、そういったところでどうしようもなくて御主人には言うんだけども、自分の稼いだお金は自分で使って何が悪いかというような、そういう若いというか、お父さん、お母さんも最近ふえているそうで、自己中心的というか、そういう人たちのためにも、学校としては父親のあり方とか、母親のあり方とか、そういったものもやっぱり教えていかないと、家庭というのはどんなものかというのがわかってない家庭が多いんじゃないかなと思ったりするんですよ。

こういったものを家庭教育でやらないといけないんですけれども、そういう普通の今の状況だと皆さん忙しくて、そういうおばあちゃんから教わった、おじいちゃんたちから教えてもらったとかいうようなことがないままに大きくなって、父親になって、そして子育てというのはどんなものかわからないというような、自分中心的な考え方の人たちの教育の仕方というものはどう考えてらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育部長(藤森) 大変難しい問題だろうと思います。確かに今3世代とかというような、おじいさん、おばあさんがいたりというのは、また家庭の中が違ってくると思いますけれども、若い夫婦2人だけ、そして子供さんだけとなると、なかなか父親にとっても模範になる父親像というのが必ずしもうまく継承されていないというようなケースもあると思います。

学校の中でも、確かにそういう例えば朝御飯を食べてない子とかというのは、母親の問題もある場合もありますし、父親の問題があるというようないろんなケースがあります。また、虐待などいろんな場合がありますが、これは一つは子供たちが例えば虐待などを見つけた場合には、その子を機に親御さんと学校とが話をきちっとしてみる。担任の先生も加わって話をしてみることによって、親御さんに気づいていただく。

もう一つは、やはり福祉関係のほうでも対応しておりますので、こういうときには家 庭訪問等をして一緒にそういう問題を考えていく、こういう形で少しずつやる。

それから、もう一つは、社会教育というのがそういう方向に考えていかなければいけないところですけれども、ここはまだ十分なものはないですけど、いろんなイベントを通して子供たちに、例えば子供をいろんなイベントに連れてくるだけでも父親としての自覚、母親としての自覚も変わってくると思います。そういう中でそういう機会をつくることによって進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 昨年、広島市では1,043件の児童虐待の相談件数があったそうです。それは近隣や知人からの通告が約3割、学校や幼稚園からの通告が約15%、警察からの通告が13%、児童本人からも1%あったそうです。これに対して児童福祉司が家庭訪問をして児童に面接する中で、全てけがの有無を確認したり、状況から緊急性が高いと判断された場合は48時間以内に迅速に対応、確認した結果、11年度は740件の通告に対して529件、約7割の虐待を確認したというんですよね。

通告だけじゃなくて、その次の段階でもう一度フォローしてやるという。例えば福山

市なんかでは、保健師やケースワーカーが家庭訪問をしたりして、そしてネグレクトを、要するに児童虐待を疑わせるような家庭に対して、例えば子供の服が汚れていて、何日も同じものを着ているとかそういったもの、栄養状態が悪いとか、そういったものを即座に敏感に感じて、そしてすぐに対応していくというようなことによって相談件数がふえてきたというような状況があるんですけど、熊野町においてはそういった状況、保健師やケースワーカー、そういったものがもう一足踏み込んで、例えばこの4件、ことし5月までの4件といった場合には対応されているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(馬上) 光本民生部次長。

民生部次長(光本) 今議員御指摘されましたように、DVが起こっておる家庭では、今回、今年度2カ月で4件の相談がありましたが、いずれもやはり子供さんがおられます。ということで、当然DVがあるということは子供にも、児童虐待も起こっているということを前提にまず動きます。先ほど答弁で申し上げましたように、DVをしておる、暴力をふるっておる父親であるとか、そういったふるっておるほうの支援の必要性を非常に強く感じております。被害者の保護もそうなんですけども、暴力をふるっておるのは何らかの理由が当然あってということで、精神面とか、いろいろ仕事の経済面も含めて、民生課のほうのケースワーカーと、それと健康課の保健師、それと県の子供家庭センターのケースワーカー等と連携しながら対応していくようにしております。現状でも今現在県と連携して動いておるような状況でございます。

その中で、当然必要であれば生活保護であるとか、いろんな金銭的な支援とか、医療につなげていくようなそういったフォローもあわせて行っておるような状況でございます。

以上です。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 対応、非常にありがたいと思うんですけど、例えば今、国では生活保護を受ける人には厳しくやろうと、要するに違反というか、不正受給があるので、それ

を取り締まるためにも手続を厳しくしようとかというような状況があるんですけれども、その中の谷間でやっぱり、例えばちょっと知り合いなんですけど、中学生までは医療費もただ、熊野町は医療費もただだし、食べるものもそこそこ食べれるし、学校の授業は費用も要らないと。これが高校に入ると入学金は要る、服装は整えないといけない、そういったものでお金が急にぱっと要るときになって、やっぱり児童虐待じゃないですけれども、精神的なDVがあったんですけど、お金が入らないと。結局そこの娘さんは離婚をして、母子家庭の生活保護を受けたいと、そういうような状況にあるんですね。

だからそういった状況をしっかり把握してあげてでないと、生活保護が全て悪いとは思わないとは思うんですけど、一応は今言った精神的、金銭的な面で困った場合には、まず助けてあげて、それから生活を見ながら不正受給かどうかを確認されるような形をとっていただければいいんじゃないかなと思っておるんですけれども、どうでしょうか。それともう一つ、公民館の分ですけれども、ぜひ文教委員会で佐賀県の伊万里市の図書館に行ったときに、あそこは瀬戸物の町で、登り窯が非常に有名だったんですけど、登り窯を模したような感じの児童シアターというか、劇場があって、非常に見た目で子供たちも喜びそうな場所があったんですけど、ぜひそういったものも熊野町の子育ての目玉としてぜひ、お金はかかると思うんですけど、工夫次第で何とかなっていただける

最後の生活保護の分についてお聞きします。

んじゃないかなと。補助金をしっかりもらってくる町長としては、ぜひしっかり考えて

議長(馬上) 光本民生部次長。

いただきたいと思います。

民生部次長(光本) 被害者の経済面の支援ということで生活保護という御質問がありましたが、現にDVを受けておる被害者が実際に家から出て避難をするという家庭の中で、当然別居で町外に出られる場合もあります。逆に町外から熊野町に来られるケースもあります。ということで生活保護につきましては、住民票がどこにあるかどうかというよりも、生活自体どこで生活しておるか、どういう世帯で生活しておるかという中で、本当に必要性があれば生活保護の認定という作業に移りますので、その中で判断をしていくということで、守口市から大阪市北区のほうに転居した、ああいう痛ましい事故が起こらないような体制をとっておるつもりでございます。

なお、例えば町外から転入された場合については、当然転入前の市町の福祉事務所とも連携をとりながら、逆に本町から町外のほうに移る場合については、やはりそれぞれの転出先の市町の福祉事務所とも連携しながら、支援から漏れがないように努めておるところでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) さっきのDVを受けている場合は市町が 町村から次の町村に移った

10番(山野) さっきのDVを受けている場合は市町が、町村から次の町村に移った場合のそういう手続、やっている間がすごく困るんですよね。結局居どころを言わないように逃げているのに、そこを問い合わせられると結局また確認されるという可能性があるので、そういったことも考慮されながら、ぜひたちまちの緊急の場合、例えば介護保険なんか必要な場合に、認定を受けてる場合は3カ月かかるんですよね。ところが、今の介護保険制度は見た目でわかれば先取りというか、先に受けてていいですよというような状況が、やって後で確認の作業をされるということがありますので、そういったことも緊急の場合考えていただければなと思っておりますので、ぜひともよろしく助けてあげてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長(馬上) 以上で山野議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

4番(民法) 4番、民法でございます。

私は今回通告書に基づきまして2点御質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございますが、防災備蓄倉庫についてお尋ねをいたします。早いもので 東北大震災から 2 年 3 カ月が経過し、新聞、テレビなどを見ますと、地域によっては復 興はなかなか進まず、人口流出などいろいろな問題点を抱えていると言われてます。し かし、東北から離れた地域では、災害の恐ろしさを忘れつつございます。

熊野町では幸いこれまで大きな災害がなく、住民の間にも大災害への危機感はござい

ません。当然、役場においてもいざ大災害が起きたときに十分な対応ができるというと、 これはどこの自治体でも同様で、想定外の事態には対応が難しいということが現実だと 思います。

しかし、日ごろから災害に備えて準備できること、例えば避難者へ備蓄物資を確保することは大変大事なことではないかと思います。現在、本町では災害時に備えて庁舎付近に水防倉庫、それから小・中学校4校に備蓄倉庫を設置し、災害物資を備えています。東北大震災のときには備蓄物資を被災地へ支援し、避難者に手助けできたと聞いております。

今年度は老朽化した中溝の水防倉庫を取り壊して新たに防災備蓄倉庫を建築するということですが、その事業費の大きさ、完成時期、またどのような物資を備蓄されるのか、 お尋ねいたします。

次に、2点目でございます。町内美化についてでございます。本町では毎年、9月第1日曜日に、町内一斉清掃を行っております。町民の間に定着して実施され、町内が一斉にきれいになるということは大変気持ちがいいものです。昔は砂利道だったので、道うちとして住民みずからが住んでいる地域の道を整備したことから始まったと思いますが、それが川掃除に変わり、最近ではまた川を掃除する地域が少なくなっています。この町内一斉清掃は近所に住んでいても顔を合わすことが少なく、川掃除のときだけ会話をするといったような声もお聞きします。地域のつながりを維持する機会になっているのではないかと思います。

ただ、近年残暑が厳しく、9月初めはとても暑く、熱中症を心配する人、また高齢者のみの世帯がふえてきて参加できない。川に入るのは大変危険だという声もございます。しかし、参加しないと近所から悪口を言われ、無理して参加をするという声もお聞きいたします。町では実施主体は公衆衛生推進協議会なので、実施場所や出欠など、各自治会に問い合わせるようにということですが、住民は町が強制的に実施しているイメージが強いと思います。

こういったことから、町内一斉清掃について住民の声を聞いて、実施時期や実施箇所、 また住民がもっと自由に参加できるよう見直しが必要でないかと思いますが、どのよう にお考えでしょうか。

以上、2点、今回は一問一答でお願いします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(二村) 足は議員の二つの御顧問のうた 1 釆日の院巛供芸会房についての御恩

町長(三村) 民法議員の二つの御質問のうち、1番目の防災備蓄倉庫についての御質 問は私から、2番目の町内美化についての御質問は生活環境課長から答弁をさせます。

現在の水防倉庫は災害対策本部となる役場庁舎に近く、緊急時の迅速な対応が図れることから、平成12年に民間住宅を購入し、災害時などに使用する資機材の保管場所として活用してまいりましたが、昭和46年の建築物であるため、近年では雨漏りなどの老朽化が進み、今後の施設機能の維持が困難な状況となっておりました。

このため、現在の倉庫を取り壊し、新しく備蓄機能・水防対策機能を備えた防災倉庫を整備することとし、現在作業を進めております。

御質問の事業規模等につきましては、総務部次長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) それでは、通告いただきました内容について、状況を御説明いた します。

まず最初に、建設スケジュールでございますが、4月に業者選定を行いまして、現在、 実施設計業務作業中でございます。おおむね来月中旬には設計作業を終え、その後建築 許可手続等を経まして、9月からは工事に着手したいというふうに準備を進めておりま す。工事完了につきましては、来年2月末を予定してございます。

こうした状況でございますので、事業費につきましては、現在積算中ということでご ざいます。

保管物資の御質問ですが、現在、避難所となる小・中学校4カ所に小規模の備蓄倉庫がありますが、そちらでは避難所で必要な食料、毛布などを中心に保管をしまして、今回整備する防災倉庫には、もちろん食料、生活必需品のほか、他からの救援物資、それから水防資機材などの備蓄を行っていきたいというふうに考えております。

こうした収納スペースに加えまして、救援物資の集配拠点としてのプラットホーム、 それから荷さばきスペース等々を加えまして、事業規模についてはおおむね156平方 メートル程度というふうになると想定をしてございます。 以上でございます。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) 民法議員の町内美化についての質問にお答えいたします。

町内一斉清掃は献血等と並ぶ熊野町公衆衛生推進協議会の主要事業となっており、また身近なところでは役場の川向いに植栽してある芝桜もお世話をしていただいているところです。

町内一斉清掃は、従来は河川清掃として行っておりましたけれども、平成14年から町内一斉清掃に改め、清掃場所を自治会ごとの地域性と独自性に任せた、河川に限定しない地区清掃として行っているところです。

実施時期につきましては、これまでも同様の意見をいただいたこともあり、本年4月に公衆衛生推進協議会の自治会長会議で、また先月開かれました公衆衛生推進協議会総会におきましても御審議をいただき、本年度は例年どおりの9月第1日曜日に実施することとなりました。

御高齢者世帯の参加につきましては、自治会によりましては年齢により参加を辞退するように案内しているところもあるようにお聞きしております。町といたしましては、 今後も熊野町公衆衛生推進協議会に町民の皆さんからの御意見などの情報を提供しながら、同協議会で御審議をいただき、適切な対応をしてまいります。

以上でございます。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) ありがとうございました。

ちょっと少しこれから掘り下げてお尋ねしていきたいと思いますが、まず防災倉庫についてでございますが、現在の水防倉庫を壊して、その工事期間中、倉庫の防災機材、 先日役場の職員とちょっと中身を見せていただいたんですが、発電機等結構ございまして、そういったものをどこへどう保管されるのか。また、今後生活必需品は主なものとしてどんな品目をどの程度備蓄するのか。また備蓄した物資をホームページなどで公表 したらと思うんですが、その点いかがでございましょうか。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) まず最初に、建てかえ中の物資の移動ということなんですが、今言われたようにスコップとか発電機等の水防対策機材があそこに入ってございます。緊急時の対応ということを考えますと、余り大きな距離の移動というのは避けたいというふうに考えておりまして、庁舎の敷地ではちょっと入り切らないところがありますので、あくまでも候補ですが、現時点ではナカコウの敷地の一部に何とか保管ができないかということで検討を進めております。

それから、今後の備蓄品の計画をということだったと思いますが、まず生活必需品は何かというふうにおっしゃられたと思いますが、生活必需品という分類でいけば、毛布、これは5年間ですが1,500枚、それから簡易トイレといいますか、ダンボールでできたトイレですがこういったもの、これが200個弱、それから大人、子供用のオムツとか、あと避難所でのプライバシー保護ということで間仕切りとか簡易畳と、こういったものが生活必需品になってまいります。必要量、5年間でそろえていきたいというふうに思ってます。

それから、広報するようにということでありました。昨年の6月の広報から、若干、毎月何らかの防災情報を載せているわけですが、備蓄に関しては昨年一度載せたことがございますが、先ほどちょっとおっしゃられたような、家庭の備蓄の周知とかいうのはその中に含まれてませんでしたので、再度、今年度もまた防災情報の中で何か提供したい、検討してみたいというふうに考えております。

以上でよろしいですか。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) ありがとうございます。

これまで災害に備えて家庭の備蓄は3日程度と言われてましたが、5月末の南海トラフ地震対策の会議では、1週間程度、1週間の備蓄を求めるとありました。本町ではこの報告を受け、今後どのくらいの備蓄を目標とされるのか。また、町民へ日ごろから生

活に必要な物資を備蓄するように広報していただきたいと思いますが。

また、自治体によっては食料など、生活必需品などについては民間団体等、災害時応援協定を締結しているところもございます。本町では町内、またスーパーやコンビニといったところとは協定は結ばないのでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) まず家庭備蓄でございますが、現在は国の基準というのもありまして、3日というふうにさせていただいております。これは町の地域防災計画にのせて、それはホームページ上に載せておりますが、先ほど来おっしゃられたように周知の面ではそれでは十分ではないというふうに自覚はしております。

それから、昨日もニュースでやっておりましたが、防災家庭備蓄の量をふやすような報告があったということでございますが、家庭でこれまでの倍以上の備蓄ということは、金銭的な問題とか、場所の問題、多くの問題があるようなニュースが出ておりましたが、こういったことも踏まえて、国、それから広島県が実際に身近な自治体としてどういう対応をしていくか注視して、その3日をうちが変更する必要があるかどうかというのは、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

ことしの12月ごろに広島県さんではちょっと防災計画を見直すということでございますが、この点に触れられるかどうかはちょっとまだ未確認でございます。もちろんこれが決定するようなことがありましたら広報したいというふうに考えております。

それから、民間の町内事業者との相互応援ということでしたけど、現在のところ、そういう協定を結ぶというような状況にはございません。町のまちづくりであるとか、地域貢献にしたいという意欲を持った将来企業の方は恐らくいらっしゃるとは思うんですが、そういった情報を得ましたら、こちらからもちろん積極的に声をかけていきたいというふうに思いますけども、現在はそこに至ってないという状況でございます。公の団体との応援協定ということにとどまっております。

以上でございます。

4番(民法) いろいろありがとうございます。

今年度、拠点である防災備蓄倉庫を建築して、建物が新しく整うわけですから、これから倉庫の中身、水や食料といった生活必需品や、災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るとともに、民間事業者など災害時応援協定を締結して、災害時に必要な物資を確保することに努めていただきたいと思いますと同時に、町民へ災害意識の高揚を図るよう啓発していただくことをあわせてお願いいたしたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

続いて、町内美化についてでございますが、町内一斉清掃で町は各自治会が泥川や水路、また道路などを清掃しているのを、どの程度、どこをやっているかというのを町としては把握しているのか、その点についてちょっとお聞きしたいんですが。

また、この辺を掃除してほしいとかいう要望、人が歩かない川を掃除する箇所もあれば、道上川、二河川といった人目につく大きな川ではほとんど掃除されてないように思います。特に役場の職員なら見てわかると思うんですが、庁舎橋付近には雑草や木も生えております。その中にごみも捨てられて、大変汚いというか、住民のほうからちょっと川をきれいにしてほしいというような声もお聞きしましたので、住民に身近なところ、また目につくところからきれいにするよう、各自治会のほうへお願いしていただきたいと思うんですが、その点についてよろしくお願いいたします。

議長(馬上) 沖田生活環境課長。

生活環境課長(沖田) まず各自治会ごとにどういったところを清掃しているか、それを把握しておるかということについてですけれども、おおむねの清掃場所は収集の関係 もありまして把握はしておりますけれども、細かいところまでと言われましたらちょっ

と把握していないのが現状でございます。

それと、公共の場所についての清掃等の要望はないかということですが、生活環境課のほうに入ってくる要望といたしましては、地元のほうで草を刈ったから回収してくださいというような要望はいただいておりますけれども、我々生活環境課のほうにこの場所を具体的に掃除してくれとか、草を刈ってくれという要望はないように認識しております。

| 以上でございます。                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                                                                               |
| 4番(民法) ありがとうございます。 また、県では道路にマイロード制度といったものがございますが、河川においてもラブリバー制度といった、ボランティア団体が定期的に清掃する制度を設けておられるようでございます。町内の県道でその看板を見かけます。しかし、河川では県のホームページを見ますと西部建設事業所管内で本町だけラブリバーの箇所がありません。町内で参画して気持ちのいい河川となるよう、地域住民に呼びかけていただきたいと思うんですが、その点どう考えておられますか。よろしくお願いします。 |
| <ul> <li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>                                                                                                                                                                                            |
| だくよう投げかけてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。<br>以上でございます。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                             |
| <ul><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>                                                                                                                                                                                               |

もう一つ、庁舎前もそうですが、河川によって土砂が山積した箇所がたくさん町内を 歩いてみますと見受けられます。これから梅雨に入ってきますと川の増水なども予想さ れ、大変危険だと思うんですが、そういった危険箇所から土砂を浚渫する、町ではまた 計画的にそういった浚渫をやっておられるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 道上川、三谷川、町内の町管理の普通河川の土砂の浚渫は、毎年、

昨年は7カ所計画的にやっております。役場玄関にあります河川も非常に汚いことも承知しておりますので、今後この計画にぜひ、道上川になるんですが、浚渫ということを加えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 民法議員。

4番(民法) それでは、役場庁舎前の分は町長、ひとつぜひともきれいにしていただくようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後でございますが、これまで夏に草が伸びるのと、秋が行事が多いということで、9月初めに川掃除を行ってきたと思うんですが、町内一斉清掃ではなく、自治会ごとに実施日が異なっても構わないと思うんですが、また、地元住民が日ごろ歩かない箇所の掃除より、住民生活に密着したところ、家の周りとか側溝、土砂上げ、道路のごみ拾いなど、そういった地域に合った掃除をこれから推進していただきたいと思いますが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

町民が住んで気持ちがいい、また熊野を訪れた人が、川もきれいな、道路もきれいな 美しい筆の町となりますよう改善していただくことをお願いいたしまして、以上で質問 を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(馬上) 以上で民法議員の質問を終わります。

続いて、8番、渡議員の発言を許します。

渡議員。

8番(渡) 8番、渡でございます。

私ごとでございますけど、ちょっと体調を崩しまして、しばらく発言がなかったように思いますけど、このたびはリハーサル程度と見ていただきまして、私も突っ込んだ強い発言はできないと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日、町内で最も住民の、民意の要望が強いことを取り上げてみたいと思います。それと申しますのが、出来庭地区六丁目JAセレモから北部農道に通じる狭い生活道路について御質問いたします。

地域には多くの地場産業があり、税収面につきましても、また雇用面につきましても 大変熊野町に寄与いたしておると思うのでございます。そしてパートの方が出勤される 午前9時前のラッシュ時には、大変混雑をいたし、地域の方に大変迷惑をかけておるの が現状でございます。300メートルの半径内の中に地場産業が10社ほどあります。 また小・中学生の通学路でもあり、複合的に常時交通事故が多発する地帯でもございま す。常にパトカーが事故処理に当たっているのが現状でございます。火事、急病患者に 対する消防車、救急車が道路に入れない。

先月も火事がございました。狭い生活道路に消防車も救急車も入れない状態でございました。また、宅配便のトラックが常時、インターネットで販売をいたしておりますから、トラックが常に道路を横切っております。

このような状況のもとで、町行政、道路行政として今までどのような対策に取り組んでこられたかをお聞きいたしたいのでございます。よろしくお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 渡議員の生活道路についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の出来庭地区の道路につきましては、町道の中でも重要路線として十分認識しており、地元の御理解をいただきながら危険箇所の計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部次長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 民法建設部次長。

建設部次長(民法) 渡議員の御質問、生活道路についての詳細をお答えいたします。

出来庭地区は古くから住居が密集しており、また筆関連事業所が数多く立地していることから、狭隘な町道のままとなっている箇所が多く存在しています。また、小・中学生の通学路になっていることに加え、筆関連事業所に勤める従業員の多くが自家用車で通勤していることもあり、時間帯によってはかなりの通学者、通勤車両があることを承

知しております。

議員御指摘のように、緊急車両の運行を容易にするとともに、地域住民の安心・安全な生活環境を整えるため、道路整備が必要であることを考えております。

しかし、道路の新設、拡幅には膨大な工事費が伴いますので、地元の理解や要望をいただきながら、部分改良も含めて検討してまいりたいと思います。

また、交通事故多発箇所におきましては、従前と同様、交差点の注意喚起の表示等、 危険回避につながる対策をできるところから早急に実施してまいりたいと思います。 以上でございます。

議長(馬上) 渡議員。

8番(渡) ありがとうございました。

この質問は過去において二度ほどしてまいっております。前町長のころから質問をいたしまして、そして町も考えとるからやるよという言葉を聞き、私は町内において、地域において、あそこはやるけえね、もうちょっと待ってよ、何度も私はうそを言ってまいりました。私の力がないからできないと地域の方はそう言います。ですから、設計も二通りやってもらいました。その設計書によりますと、あそこに池に橋を通して、そして北部のほうに通じる、その農地が約3ヘクタールございます。80軒か90軒の家が建ちます。税収もふえます。人口減にも歯どめが打てます。そういうことが全然考えてもらえない。そこでこのたび私は3回目の質問をいたすわけでございます。

メリットとしましては、先ほど言いましたように、固定資産税も入るし人口もふえる。 南向きの農地が宅地になるわけでございますから、いろんな面で町行政にメリットがあ るように私は思います。

ある人は言いました。積立金が二十何億あるんだから、今から広域化になるし、1町で財政がもつわけはないんだ。同じ広域行政で合併するなら、あのお金を積立金を年に2億でも使えばすぐできるじゃないか。考えようによっては真っすぐ池に入る水路がございますけど、あれに沿うて、それこそ農地でございますから、そのとおりのお金がかかるわけじゃないんです。やろうとすればできると私は思います。

私も過去において土地を持っておられる方にお願いに参りました。また、経営者の方が、我々みんなが行政のほうへお願いに行ってもいいんだよと言われました。もう少し

待ってください、そのうちに、そのうちにと私もうそを言ってきました。

また、その当時は福祉のほうにお金がどんどんかかると、どうしても後回し、後回しになったような気もいたします。福祉はどんどんふえます。ですけど、町民が豊かな暮らしをするのに、やはり生活道路は必要であると思います。

以上、簡単でございますけど、質問を終わります。答えはいいですから。どうもありがとうございました。

議長(馬上) 以上で渡議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

2番(片川) 2番、片川でございます。

まずもって、私ごとにて関係者各位、町民の皆様方に多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、場違いと存じますが、心中より深くおわび申し上げますとともに、今後より一層の反省を胸に、町民の皆様方のために精進努力邁進いたすことを改めてお約束させていただき、一般質問に入らせていただきます。

さて、本日は3点お伺いしとうございます。1点目、法政大学との連携協定の件でございますが、昨年3月に学長を筆頭に担当教授、役場執行部、また町民代表多数出席のもと、華々しく法政大学と熊野町の調印式をとり行い、またそれに伴い、熊野町のさらなる発展と住みやすいまちづくりの礎と大きな期待を胸に、当町議会も視察先を法政大学と連携協定先へとし、須坂市、高山村、小布施町の協定実績をお伺いし、小布施町に至っては、町長じきじきに協定事業実績の成功成果を熱弁いただき、当町においてもすばらしい連携事業になるものと1年過ごしてまいりましたが、その後、何ら進展が見受けられないようなのですが、その後、何をもって何をなされてきたのか、進捗状況と、今後何をなそうとし、何がなされていくのか、法政大学への希望と三村町長の今後の具体的な取り組み方、連携協定への意欲を町長様にお伺いしとうございます。また、町民への説明を求めます。

2点目でございますが、平成24年度を終え、一般会計の起債残高が66億何がし、 下水道特別会計の起債残高が60億何がしとありますが、この起債金額について詳細と 経緯を、煙に巻く言葉でなく、町民にわかりやすい説明を町長に求めます。 そして、3点目といたしまして、教育委員会におかれましては、町内小・中学校においてめまぐるしい学力向上に心血を注いでいただき、成果を上げていただきましたことを大変感謝を申し上げますとともに、御苦労に頭が下がる思いでございますところでありますが、町長の口より、何度かお伺いいたしております文武両道、また心の教育についての、疑問に感じなかったと申しますとうそになります。

そういう観点から申しましても、教育委員会におかれましては、学習支援員、家庭学習支援アドバイザー等の、町内小・中学校への配置へと御尽力くだされたこと、これもまた非常によい制度のまずもっての導入、将来の熊野町を担う子供たちへの教育熱心な働きかけ、感謝申し上げるところでございますが、いま一つ、この学校支援員、家庭教育支援アドバイザーの実態が私の勉強不足でございますが見えにくくございます。経緯と実態とこれについての町民、保護者へのわかりやすい説明と、今後の展望、考え方を町長に求めます。

以上、3点お伺い申し上げます。何とぞわかりやすい答弁をお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

町長(三村) 片川議員の三つの質問のうち、1番目の法政大学との事業協力についてと、2番目の町債についての御質問は私から、3番目の家庭教育支援アドバイザーと学習支援についての御質問については、教育部長から答弁をさせます。

1番目の法政大学との事業協力についてですが、昨年3月に法政大学と地域連携についての調印を行い、6月には町議会と町執行部が合同で、法政大学及び先に調印された長野県小布施町のほか、高山村、須坂市のまちづくりの状況を研修させていただいたところです。その後、7月には法政大学のお勧めにより、高知工科大学で開催された地域活性学会に職員が参加し、自治体の取り組みや関連大学の学生の研究発表を聞き、地域活性化の取り組みについて勉強したところでございます。また、昨年中に法政大学から2度の訪問があり、10月末に訪問された際に、インターネットテレビ会議についての提案を受けたところであり、これを受け、役場内でプロジェクトチームを立ち上げ、取り組みについて議論をしているところでございます。

本年度は、法政大学と本町をインターネットで結び、一般住民の方にも御参加いただ

き、各地域で取り組んでいること、まちづくりに関すること等を大学教授による遠隔授業を実施する予定で、現在、準備を進めております。また、秋には法政大学と連携している本町を含め、全国の14市町村の首長会議に参加し、他市町の先進的な取り組み事例について意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、2番目の町債の動向についての御質問にお答えいたします。

町債の現在高のうち、一般会計は66億円余でございます。平成18年度以降、ほぼ同水準の額で推移しております。また下水道特別会計分は平成19年度以降は減少を続け、その現在高は59億6,000万円余となっております。義務的経費である公債費の過度の増加は、財政の弾力性を失わせる原因となりますので、政策立案に際しては財政健全性の維持を念頭に置くとともに、世代間負担の公平性の観点で必要と認められる町債につきましては、引き続き適切に活用してまいります。

詳細は企画財政課長に説明させます。

以上でございます。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 片川議員の町債の動向についての御質問にお答えいたします。

まず、一般会計分の現在高は66億837万5,000円でございます。平成11年 度以降、次第にふえてまいりましたが、近年は60億円台の後半の額で推移しておりま す。平成11年度との現在高の比較では、おおむね倍額となっております。平成23年 度の決算状況では、普通会計の町債現在高は、住民1人当たり26万4,000円で、 県内23市町の中では最も少ない額となっております。

平成11年度以降の町債による重だった建設事業は、庁舎、みらい保育園、地域健康センター、ストックヤード、図書館等の施設整備及び道路改良事業等でございますが、着実に償還が進んでいることから、公共事業等に充てた一般会計債は、平成11年度との比較で約4億円の増加にとどまっております。

一般財源分の現在高を大きく引き上げている主因は、国の財源不足により満額交付されない地方交付税を補填するため、平成13年度から借り入れを始めた臨時財政対策債の現在高が約33億円に達していることによります。この臨時財政対策債の元利償還金については、地方交付税の措置がなされることになっております。

次に、下水道特別会計分は、平成19年度以降減少を続け、その現在高は59億6, 388万5,000円でございまして、減少理由は町債発行額が償還額を下回る状態に あることによります。

以上でございます。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 片川議員の3番目の、家庭教育支援アドバイザーと学習支援についての御質問にお答えします。

本町では、現在2名の家庭教育支援アドバイザーを各中学校区に配置しております。 配置の目的は、さらなる学力向上を図るためには、例えば学力調査の30%未満の児童・生徒等、学力に課題のある者の学習習慣の定着が大切であるととらえ、家庭教育支援アドバイザーが関係機関との連携や調整、児童・生徒や保護者への支援等を行うことによって、学習環境の改善を図りたいと考えたものでございます。

1名は平成24年度から行われている県の指定事業である、学力向上総合対策事業において、熊野中学校区に配置された者で、もう1名は本年度から町で指定した学力向上対策事業によって、熊野東中学校区に配置した者です。

主な活動は、各学校において教職員とともに児童・生徒についてしっかりと情報を交換し、指導方針を立てた上で、児童・生徒や保護者の相談活動や学習支援に当たったり、家庭訪問を行ったりすること、また支援のために町内外の専門機関と連携・調整を行うこと等です。

具体的な報告の一つには、ある小学校でこれまで休みがちだった児童が、保護者との連携の上で行ったアドバイザーの登校のうながしによって登校できるようになったということもあるようです。教育委員会としましては、今後も家庭教育支援アドバイザーの活動を支援し、児童・生徒の学習環境の改善を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 大変明確な御回答をいただいたんですが、法政大学の事業費、今も実際

| かかってるんでしょうか、連携協定について。                                |
|------------------------------------------------------|
| 議長(馬上) 内田総務部長。                                       |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                 |
| けど、協定書をつくるための材料費等だけで、ほとんど使っておりません。大学のほう              |
| から来られる旅費等につきましても、大学側のほうから来られまして、町のほうから支              |
| 出したものではございません。                                       |
| 以上でございます。                                            |
| ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~              |
| 議長(馬上) 片川議員。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| 2番(片川) 事業費は町のほうからの負担はないということなんですが、かかるとす              |
| ればどの時点でかかってくるんでしょうか。                                 |
| 議長(馬上) 内田総務部長。                                       |
| 総務部長(内田) 今後、先ほど町長等の答弁にもございましたが、インターネットを              |
| 使った大学との授業というのを今検討させていただいております。そういった形の中で              |
| インターネットのためのシステム関係の、これは何があるかというと、カメラで写すそ              |
| のための、安いものなんですけどカメラとか、ただ、講義に際しては相手側、大学教授              |
| に参加をいただくということにしておりますので、その報酬。これは一定程度の報酬に              |
| なりますが、そういった形のものがかかってくるということで考えております。余り大              |
| きな費用という形では見込んでおりません。                                 |
| 以上でございます。                                            |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                |
|                                                      |

2番(片川) ありがとうございます。再質問の用意も不必要のようでした。くれぐれ

も今後熊野町の発展のために、しっかり法政大学の知恵をいただきつつ、そしてまた指

示待ちでなく、町からも積極的にアピールしていただき、成果が一日も早く出るよう御 努力をお願いいたします、町長。

続いて、起債の件ですが、これもまたわかりやすい答弁をまことにありがとうございました。この起債、行政のシステム上やむを得ない部分もあろうかとも思いますが、今後大幅に減少の希望は持てるのでしょうか。

また、そして若干町民減少の心配もある昨今、税収減等を見通しても、今後町民サービスは維持できるのか、そして約束どおり、国、県の財政措置は遂行されるのか。町はこれらに対して危機感を持ち、国、県への働きかけ、陳情等はなされておるのでしょうか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 確かに現在臨時財政対策債ということで、本来であれば交付税で措置されるものを、平成13年度以降、国のほうの交付税総額のほうの起債額が大幅に引き上がったということで、なされた制度でございますが、そういった形の中で各地方自治体に対して起債で対応するようにということになっております。

確かに現段階では交付税の中に基準数値としては算入されるということになっておりますが、やはり本旨というのは交付税で措置されるべきものと考えております。そうした形の観点からも、国のほうに対しては知事会、または全国市長会、町村会等の団体を通じ、また町といたしましても積極的にそういった形の要望等はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) ありがとうございます。大変わかりやすい、本来内田部長のお答えは私は理解できんかのと思ってここに立っておりましたが、大変わかりやすい御回答をいただきましたので。

今後も行政も一般企業同様、常日ごろから危機感を持っていただいて管理いただきた く思います。非常に心配しておるとの町民の声をよく聞きますので、よろしくお願いし ときます。

次に、教育のことなんですが、大変力を入れていただいているものと理解いたしているところでございますが、学校支援員、今詳しく説明いただいた家庭教育支援アドバイザーの実例を挙げていただきましたが、この家庭教育支援アドバイザー、学校支援員、特に学校支援員の業務の内容がよくわからないんですけど、中学校の学校区二つにおいて、各1名ずつ置いてあるということなんですが、これで事は足りてるんでしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 各中学校区に1名ずつという形で置いているというのは家庭教育支援アドバイザーというほうになります。先ほども申しましたように、課題のある児童・生徒、これに対応して、例えば家庭訪問、それから学習環境という問題がある場合、そして家庭環境、生活のほうですけれども、そういう課題がある場合、そういうものを見ていって、親と、そして学校とそれをつなぎながら問題を改善していこうということになります。確かに課題のある子、非常にたくさんございまして、この分で全てが行けるかというと、これから実際に活動しながらさらにどんなことがあるのかを見ていかなければならない状況だろうと思います。

ただ、今年度につきましては、例えば授業中に集中できなくて立ち歩いてしまう子、勝手に言葉をしゃべってというような子供、授業を実質的に妨害してしまう子供もございます。そういう子供につきましては、実は配慮児童相談員という形で、これは3名ですけれども、予算でつけていただいております。これらの活動ともあわせて、全体の中でどういう形でやっていくのがもっといい形がとれるのか、その中でさらに不足する部分はどうなのか、これから検討してまいるという段階ではなかろうかと思います。今はまず実践をしていって、成果が上がっていくのを見ていくという形になろうかと思います。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 今、配慮児童相談員という言葉が出てきたんですが、これの実働的な動

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 配慮児童相談員につきましては、実は現在3名募集しているところですけれども、2名欠員になっております。実は雇用できていない状態に現在なってま

す。ただ、実際のところはハローワークを通じて、今応募があったというところで、こ

れから雇用はできるだろうというふうに考えております。

今1人雇用しているところですけれども、先ほど申しましたように、授業の中で実際に先生の指導が入らない、そして授業を実質上本人自身がそういう意図を持っているかどうかはともかくとして、授業に集中できなくて、授業を妨害してしまうというケースがございます。そういう子について、その授業を補助していくような形。また、余り騒ぎ過ぎるようであればとめたり、ちょっとクールダウンのために外へちょっと出したりというような、いろんな世話をする、こういう形の作業をしてもらっております。そして、そのままではいつまでたっても改善はしませんので、その間に、つけてる間に先生にはそういう課題のある子供に対して授業をどういうふうに行っていくか、研修も含めまして技術を上げていただく。

もう一つは、最近の状況では発達障害等、なかなか簡単に指導が通るというものではないというようなケースがございます。そういう場合には医療機関等で診断を受けた上で、例えば薬の処方などを受けるとかなり改善するというようなことがございます。ただ、なかなかそういうところまで親御さんが向かっていただけないということがございますので、そういう配慮児童支援員をつけているような間でクラス全体は何とかもたせていきながら、家庭の協力を得て診断等を受けていただくというような形を進めていくと、こういう形で今配慮児童支援員というのを使うようにしております。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) けさから、沖田議員、山野議員のほうからも出ておったことなんですけ ど、要するにこういう人員を充てないと学校の教員の何が原因か、子供と向かい合って いく時間がとれないということでしょうか。それだけの仕事を課しておるのか、はたま た能力不足の多忙感なんでしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 学校の中で先生方は非常に忙しい状況にあるというのは、これは否めないことだと思います。ただ、その内容を見ますと、非常に幅広い状況があると思います。先ほど出てまいりましたが、技術的な問題というようなケース、一つはございます。それから中学校ではクラブ活動というような非常に時間を傾けられる。先生は情熱を傾けて指導されると。ただ、学校の中で、中学では例えばクラブ活動というのは非常に重要な位置を持っているのも確かでございます。そのほかにも雑務という形でいろんなそういう本来であれば教育に集中すべきところが、会議等、そのほかいろんな対応に忙殺されるというケースがございます。

そういう中で、少しでも先生方の作業を軽減するというような形で、例えば先ほど出た分以外でも、例えば学校の施設のメンテをしたりするのに、そういう人員も雇用してるというような状況もございます。そういう形で少しずつ対応しておりますけれども、なかなか全体の中で実際に動かしてみていかなければ、次の段階というのはなかなか難しい状況ではなかろうかなというふうに思います。

以上でございます。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 別に意地の悪い質問をする気じゃなかったんですが、私も学校現場において、私どもの子供が世話になっておるときに感じてきたところで、お忙しい状況だろうなというのは私も感じておりますが、確かに発達障害等のあるお子さんもたくさんいらっしゃるんでしょうが、これが全てという捉え方をされてるのか、もしくは俗に言う問題がある子供たちに対する指導というものは別個に考えておられるのか。全てを発達障害として捉えられて教育を行っておられるのか、どちらでしょうか。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 発達障害というのが一つのわかりやすい説明に今なっているという 現状はあります。ただ、大切なのは子供たちが将来に向かってどういう技術、能力、そういうものをつけていけるかというのを、これは親御さんも含めてですけれども、一緒 に考えていかなければいけないという問題だろうと思います。そういう意味では、そういうことでもう割り切ってしまうのではなくて、うまくちゃんと教育ができる、これは 先生方にも力をつけていただきたいし、先ほど言いましたように、場合によっては薬を

それから、もう一つはある程度の時期が過ぎると、それまでかなり対応とかができなかった子供たちが、ある程度適応できていくという状況もまた中学校を過ぎるころに出てくるようです。だから、そういうのも見越しながら、やはり全体の中で子供のことを中心に考えていくべきであろうというふうに思っております。

飲めば改善できるというケースもあればそれに向かって進めばいい。

以上です。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) まだまだお伺いしたいことはございますが、初鳴きでございますので、 この辺できょうはやめておこうと思いますが、最後に町長に1点お伺いしたいと思いま す。

教育部門につけられておる予算、これは適材適所で予算づけいただいておると思われますか。必要以外の予算、適材適所ですね、教育部門にだけ必ずしも予算書を見たときに、これは明らかに教育部門の予算であると。はたまたこれ見ようによってはこれ教育部門でないのではないかというような予算も見受けられんこともないんですが、町長はどういうふうに思われているでしょうか。

議長(馬上) 町長。

町長(三村) 片川議員の御質問でございます。私としては教育には予算をつけておる つもりでございます。今言った学校支援員とか、いろんな相談員を置いております。支 援員さんとか。これは来年から県の緊急雇用とかいう補助金が切れますので、今基金で やっております。全部単町になってしまうんですが、ただここで申し上げるのはあれですが、やはり前向きに考えて、今の学校体制、先生への質問、教育部長が答えとったですが、やはり大変なことであるのは間違いないんであって、文科省の1学級の基準というものが変わらない限りは、1人で何十人も見るというのは非常に御苦労なことだと思います。そういった意味で学校支援とかこういったもの、来年以降も継続していこうという意識は持っておりますので、そういったことで回答にさせてください。

議長(馬上) 片川議員。

2番(片川) 今町長がおっしゃってくださったんですが、単年度でなくして、今後も続けていただける意思が町長にあおりだという理解をさせていただければよろしいでしょうか。

本日、まだまだお伺いしたいことはたくさんございます。今後もさせていただくつもりでおりますが、将来の熊野を担う子供のことでございます。何を差しおいてでもというわけにはいかないとは思いますが、より一層の努力をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(馬上) 以上で片川議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

5番(荒瀧) 5番、荒瀧でございます。最後になります。長時間の議会でございます。 お疲れのとこかと思うんですが、3時のようでございまして、5時ごろまであるようで ございます。大体予定が見えてきておりますので、南田議員も御質問されたかった点が あったように思うんですが、ちょっと受迫の中心になられたもんですから、この点、少 し念入りに御質問したいなと思います。

昨年の9月の一般質問で、今の深原地区の町所有の土地を造成されていらっしゃいます。この防災のこと、昭和20年の大流れのときの対策のレベルですかと御質問を申し上げましたんですが、今、国土交通省などで基準をつくってらっしゃるルールに基づいてやってらっしゃると。案外データがないんです。昭和20年のデータって残ってない

ですね。ただ、平時こそ大事です。緊急事態のときにどう対応するかというたときにも、 さきの震災のときもそうですが、補正予算を立てるまでに8カ月たっております。当時、 野田総理大臣でしたかね。ほんと平時にどう準備するか、これが緊急時の対応になろう かと思います。

ついては、実はこの深原地区の分譲計画、去年の8月にプロジェクトチームができたということでございます。ほぼ1年たちますので、どんな検討状態なのか。これも緊急事態が入ってるわけですね。クリティカル期間に入っておりますので、御質問申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

す。

町長(三村) 荒瀧議員の、深原地区町有地分譲計画についての質問にお答えいたしま

今年度末に深原地区町有地の造成工事の完了を控え、昨年度は造成地の販売に係る事務が想定される庁内関係課において必要となる作業の調査、抽出及び今後の作業スケジュール案を策定し、販売を開始するめどをたてているところでございます。

今後の主な作業として、売買契約等の分譲事務、企業誘致のためのセールスと情報収集、企業への優遇措置・助成制度の制定及び宅地、道路等の土地利用にあわせた地目の整理等がございます。

なお、詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 荒瀧議員の御質問、深原地区町有地分譲計画についての詳細について、お答えをいたします。

造成地の販売促進を図るに当たり、県内の工業団地の状況及び自治体の立地企業に対する優遇措置・助成制度について調査を行っているところでございます。この優遇措置・助成制度については、今後、本町の経済活性化を念頭に詳細な検討を行い、実施に

当たりましては販売開始に合わせて制度を構築してまいりたいと考えております。

同時に、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、深原地区の宅地利用における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定める条例を制定する予定です。

また、今年度から造成販売の情報提供、誘致活動の強化を図るため、県と産業団地が所在する市町等とで構成する広島県企業立地推進協議会に参加いたしました。その他、造成地販売に必要な用水及び電力の供給条件を決定し、宅地、道路等の土地利用にあわせ、地目を整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) ありがとうございます。

まだ概略は大まかな御説明なんで中身がよく見えておりませんけれども、一番肝心な 点が一つ。もう最初から言いますが、販売価格、これはどういうふうな検討スケジュー ルでございますか。現時点でどういう状態ですか。

議長(馬上) 森本建設部長。

建設部長(森本) 販売に際しましては、県と契約する上での課程において、平米3万円という価格を決定しておりますが、実情に合わせて、今後、鑑定評価等をとり、さらに精査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) 県との協定では平米3万円。ということは約坪10万円ということでございますね。

先ほどちょっと南田議員も申しておられたように思いますが、私も実は十何年前、最初の町会議員のときに、最終不燃場の土地の資料、3冊ぐらいこんなありました。ようわからん中でめくってみたんですが、私が把握しておるのは3億8,000万プラスア

| ルファかなと見ております。これ当然町長のほうから提案があり、議会が決議をして契約を結んだものだとは思うんですが、このお金、これはどういうところからお金が出ておりますか。                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul><li>こことである。</li><li>議長(馬上) 内田総務部長。</li></ul>                                                                                                                  |
| 総務部長(内田) 今議員お尋ねの3億数千万という形のお尋ねの金額につきましては<br>土地開発公社、こちらのほうで購入したものではないかと考えております。こちらにつ<br>きましては3億5,000万だったろうと思いますが、そういった形の中で公社のほう<br>で購入させてもらったものでございます。<br>以上でございます。 |
| 。                                                                                                                                                                 |
| 5番(荒瀧) だんだんバランスシートも出てまいりまして、民間の形に整えていく状態にあると思うんですが、公社が3億5,000万、これは現金で買われたんですか。                                                                                    |
| 議長(馬上) 立花副町長。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                             |
| 副町長(立花) その当時、町が開発公社に対して3億5,000万でこの土地を買ってもらいたいということで、町のほうから開発公社に対して依頼し、開発公社がそれを受けて金融機関で3億5,000万借りて購入したものです。                                                        |

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) まさに今から交付税頼りじゃなくて、多分民間金融機関から借入をしていかなくちゃいけない状態に入ってくると思います。これはアメリカの年次要望書の中にも入ってきております。建築基準法も例ですが、余り耐震性を上げません。それよりも民間で審査しましょうというふうに広げております。これはTPPも含めて多分外資

がどんどん入りやすくしている状態ですね。

結局、債務保証は町がされたんだろうと思うんですね。ということは、わかりやすく 言いますと、これ金利は幾らかかってますか。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) その金利等については私のほうは確かな数字は覚えておりませんが、 土地開発公社で土地を買うという決定をして、金融機関で3億5,000万で土地を取 得しました。その土地の名義は土地開発公社の理事長の名義でございます。熊野町では

それで、議会のほうと町と、町が提案して議会のほうに、町で買い戻すと、土地開発公社は利息を金融機関に払わにゃいけんということがございますので、それを防ぐために町で買い戻すということを町が提案させていただいて、議会で承認をいただき、それで土地開発公社から熊野町名義に変更したものでございます。

以上です。

ございません。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) そういう流れが実は議会の中でも承認を受けてらっしゃるということで、 最終的に幾らの金利がかかったとか、もろもろ、販売価格の平米10万円、それこそ1 0万円を設定する以前に、整理はされてらっしゃるんですかね。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 先ほど建設部長がお答えさせていただきました販売価格という形のもの、これにつきましては、実はトンネルのほうの土、残土等の処分をして、一定の部分的なとこになりますが、そこの中の面積に対してどの程度だということで計画されたものでございます。全体的には土地につきましては、実際に今回の販売の面積全部網羅されてないと。当然のり面とかいろいろな形のものもございますので、そういった形の中で全部がその中で加味されてないということは思っております。

ただ、全体的な工事費という形の中でそういった形、また評価の状況等を勘案しなが ら決定をしたものということで考えております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) 多分二十数年前、要は平成元年前後だろうと思います。すごく金利がいい時期です。あの時代に1億円ぐらい貯金しとったら、今じゃ10億円ぐらいになっとんじゃないかと思いますけども、それはそういうバブル。私どももちょっと不動産業におりましたものですから、へた地の山でも銀行が何十億でも融資しよった時代なんです。

それぞれ民間会社は随分損切りをしました。損切りをする場合は株主の了解をとらなく ちゃ。当然、融資を受けている金融機関の了解、要は債務放棄をしてもらわなくちゃい

土地さえあれば。それがバブルだったんですね。これが崩壊をして、清算をするときに

けない。

こういう例を考えましたときに、今回、それは全部が全部、今の土地の中に入ってないかもしれませんが、3億5,000万、仮に設定して、金利負担したら相当な金利が膨らんでいると思います。そのものを一たん整理をする。というのは分譲する前の段階で整理をしておきませんと、後からこれもあった、あれもあったとなれば、これは重要事項説明に抵触する問題です。たまたま抵当権がないかもしれませんよ。でも、町民全体の信用というのが図られてないわけですよ。合意形成、少なくとも町民の代表であるこの16人の議員の中できちっとした決議をとっとく必要があるかと思うんですけど、いかがでしょうかね。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 土地開発公社から熊野町に登記をかえるときも、予算を計上させていただき、それで議決をいただいて買い取っております。今回、今のこういう埋立事業をする上においても、計画を説明し、議会に上程させていただき、予算として御承認をいただいておりますということでございます。

5番(荒瀧) ちょうど私が入る前の3月での予算だったんかと思うんですが、それは造成工事であったり、足らない土地を買うという予算であって、それ以前の、買ってた土地の整理はどうするかというのまで入ってないんじゃないですか。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 当初、あの土地を買うときに、最終処分場用地として買うということで買いました。それでそれが最終処分用地とはしないということで整理をさせていただき、これは議会のほうにも御説明をさせていただいておると思います。

それで、その土地をどうするか。今度はトンネル残土ですね。それを今の公社から買い戻したその土地に埋めて、流通団地ですよね、いわゆる。そういうことに土地利用しようということを計画させていただき、その計画を議会のほうで了承していただきました。それに伴う予算も計上させていただいております。そういうことだと思います。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) そういう事業費などの予算計上はあると思うんですが、最初の土地を買ってたものを、3億5,000万プラス金利分を町が買ったと。それはその金額で町へ移ったのは皆承認されているんでしょう。でもそのお金が全く価値がないものになりましたよと。金融機関に払った金利も含めて、交付税が3分の1、住民が3分の1、3分の1行政ですから、それを結局チャラ、ゼロにしますよという説明はあったんですか。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 公社から町のほうに土地が移った段階ということのお尋ねだろうと 思います。これにつきましては、平成13年の3月議会、こちらのほうで、実は先ほど 副町長のほうからも説明がございましたように、当初、土地につきましては公社のほう が金融機関でお金を借り入れてということだったんですけど、その後、早い時期に、利 息が多くつくということで、やはりこれが大きな損失になってしまうということで、町のほうから公社のほうに実は出資金として3億5,000万出して、その出資金に対する公社のほうから町のほうにこれだけ借りてますよという形のものを行っております。そうした中で、利息はほとんど発生させてないということになっております。

実は土地を平成13年の段階で町のほうに移すときに、土地は町のほうに移すと、そのかわり町のほうから出資金をいただいた3億5,000万についてはチャラにしてもらいたいという形の中で、二通りの議決という形の中で13年度にお願いをさせていただきまして、そうした中で公社から町のほうへ土地を移してきたということになっております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) じゃあ、その資料があれば一応皆さん、私らはその当時は休んでおりますから、ちょっと調べさせていただきたいと。

いずれにしても不動産を売るというのはチームでやってらっしゃるように思うんです、 7課がね。でも非常に難しいんです、瑕疵がないようなものとして売らないと、買われる方も大変なんですね。後から行政訴訟が起こっても、また業務がふえるばっかりです。 だから、このあたり入念に検討いただいて、やっぱり前に申しましたが、専門のアドバイザーもおられますか、これ相談されてらっしゃいます。さっきは弁護士のプロの方がいらっしゃるような意見もあったようですが。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 現時点ではまだ工事中ということもあり、現在、確かにプロジェク

総務部長(内田) 現時点ではまだ工事中ということもあり、現在、確かにプロジェクトのほう、関係する課の職員等を集めて検討しております。アドバイザーについては現時点では入れておりません。

ただ、おっしゃるようにいろんな形の専門知識を持たれた方というのも大変重要な私 どものほうもヒントになると思いますので、そういったことにつきましては、今後、十 分な中で検討させていただきながら、導入できるものであればそういう形で考えていき たいと思っております。

以上でございます。

議長(馬上) 荒瀧議員。

5番(荒瀧) 最後にお願いでございますが、町長もここへ早稲田の稲門会のほうにも 随分出てらっしゃるように見ます。やっぱりそういう経済界で御活躍の同窓の方々にお願いするにしましても、何ぼの面積、値段何ぼねと、これがはっきりしませんと頼みようがないじゃろうと思うんですね。時間的には来年の3月で、民間企業の事業年度からしたらもう始まっております。次の株主総会では6月末が多いと思いますけども、次年度の事業計画を出して、承認を受けて次々回すわけですから、これを通り過ぎると1年後が2年後にかわるんですね。そういう意味では非常に厳しい事業でございます。チームで頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(馬上) 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 15時23分)

(再開 15時45分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書(一般会計)について報告を求めます。 提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 報告第1号、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。 平成24年度熊野町一般会計予算の繰越明許費につきまして、合計4億1,488万 8,000円の予算を翌年度に繰り越しいたしました。これは3月議会において、平成 24年度熊野町一般会計補正予算(第4号)で議決をいただきました繰越明許費の繰越 額やその財源内訳を一覧にしたもので、消防防災施設整備費補助金、道路橋梁費補助金、 学校施設環境改善交付金などが財源となっており、消防費の防災備蓄倉庫建設事業を初めとする7事業でございます。

別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行 令第146条第2項の規定により報告させていただきます。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

日程第6、報告第2号、熊野町土地開発公社の経営状況について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 報告第2号、熊野町土地開発公社の経営状況につきまして、御説明を申 し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明する書類により報告するものでございます。概要といたしまして、まず平成25年度の事業計画でございますが、公有地取得事業など臨時的な事業がないため、受取利息を計上するのみにとどめ、最小限の事業計画としております。

次に、平成24年度決算でございますが、これも同様に大きな金額の動きはなく、事業外収益の受取利息分のみの計上となっております。

以上、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

続いて、日程第7、報告第3号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について 報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 報告第3号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、 御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、経営状況を説明する書類により報告するものでございます。概要といたしまして、まず平成25年度の事業計画では、事

業の課題と重点目標のほか、「長谷川義史の絵本原画展」、「デヴィ夫人展」、「版画家棟方志功の想い」などの展示事業を初めとする各事業の内容並びに収支予算書を掲載しております。

次に、平成24年度の事業報告では、入館者数が目標の8万人を下回ったことなど、 入館者数の動向についての概要のほか、「筆の世界に遊ぶ文化人2012」、「よみが える王朝のみやび展」及び「金澤翔子展」などの事業報告に続き、15ページ以降に収 支計算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、公益事業の収入合計が2億215万円余、支出合計が1億9,659万円余となっております。

以上で、提出いたしました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

議長(馬上) 以上で報告を終わります。

これより日程第8、議案第25号、職員の給与の特例に関する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第25号、職員の給与の特例に関する条例案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

職員の給与の特例に関する条例案につきましては、東日本大震災に対処するための国の給与減額支給措置に基づく要請及び広島県並びに県下各自治体の状況を踏まえ、本町といたしましても本年7月1日から来年3月31日までの9カ月間、職員の給与を減額するものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 岩田総務部次長。

総務部次長(岩田) それでは、議案第25号、職員の給与の特例に関する条例案の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

まず、お手元に配付してございます資料1のほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、初めにまず1の趣旨でございますが、ただいま町長の提案説明の中にもございましたように、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう、平成25年1月28日付で総務大臣より各地方自治体へ要請がございました。これを受けまして、本町では国及び広島県、また県下の自治体の状況を踏まえ、給与の減額を行うこととしたものでございます。

2の減額期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月でございます。

次に、3の減額内容について御説明いたします。

まず、(1)の給料でございますが、平成24年度の本町のラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額措置ごとの比較で103.1となります。このため、この指数を100まで引き下げる減額を行うこととし、減額率につきましては、職員の役職に応じて部長級を5%、次長、課長等が4%、課長補佐、主査、主任等が3%、主事等の若年層を1.5%の減額といたしました。対象人員につきましては、それぞれ掲載をしているとおりでございます。この給料減額による影響額といたしましては、約1,340万9,000円となります。

続きまして、(2)の管理職手当でございますが、一律10%の減額をいたします。 管理職職員27人が対象となり、これによる影響額は110万円、先ほどの削減と加え まして全体で約1,450万9,000円の減額となるものでございます。

ここで少し議案のほうに戻らせていただきたいと思いますが、今回の給与の減額に伴いまして、第3条以下の規定でございますが、職員の給与の条例を引用しております公益法人等への派遣となった場合の給与、それから育児部分休業、介護休暇、高齢者部分休業を取得した場合に減額される給与につきましても、本特例条例が適用されるよう規定しております。

説明は以上でございます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

尺田議員。

| 13番(尺田) ちょっと聞いてみるんですけど、さきの全員協議会で副町長は県から |
|-----------------------------------------|
| の圧力があったという言葉を使われました。じゃあ圧力がなかったら下げないのか。ま |
| た、比較して悪いんだけども、府中市はこれを拒否していたよね。具体的にどんな圧力 |
| があったのか、副町長に教えてもらいたい。                    |
|                                         |
| 議長(馬上) 立花副町長。                           |
|                                         |
| 副町長(立花) さきの全員協議会で私のほうからそういう言葉は言った記憶はござい |
| ません。                                    |
| 以上です。                                   |
|                                         |
| 議長(馬上) 尺田議員。                            |

13番(尺田) 全協の中の議事録を見て、あなたがもし言っちょったらどうする、はっきり言って。おれずっと圧力という言葉に抵抗感があるもんでね、昔から。国家権力とかなんとか。どんな圧力があったんだろうか。

じゃあ、話を変えると、東日本大震災における復興における何だ、それがどこに減ったものが担保されるのか。一番記憶に新しいのは寄附金が地元に行ってないという、またそれがおくれてる、遅延してるという事実がありますね。だからほんまにこれは担保されるのかどうか。

いわゆる府中市の場合は自分のうちの不祥事とか、財政の厳しさから、ずっと減額してきたのかもわからない。そして今回県の要請にも反発したのかもわからないけど、圧力という言葉は、あなたは使ったんだ、はっきり言って。議事録を見りゃわかるんだけども、もしあったらどうする、後で議事録を見て。

議長(馬上) 立花副町長。

副町長(立花) 私が全協のときに御説明したのは、読み原を朗読したもので、圧力という言葉は入ってません。

以上です。

議長(馬上) よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第25号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) これより日程第9、議案第26号、特別職の給与の特例に関する条例の 一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第26号、特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、先ほど提案させていただきました職員の給与の特例に関する条例と同様の趣旨に基づき、特別職及び教育長の給料について、本年7月から来年3月までの9カ月間、その10%を減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

尺田議員。

13番(尺田) 一般職の職員の管理職手当は引いてるよね、減額するということになってるよね。じゃあ特別職の管理職手当というものはないのかね、あるのかね。

議長(馬上) 内田総務部長。

総務部長(内田) 特別職の管理職手当については、報酬の中に含まれてるものということで、今回10%の減額において同じ形の効力があるものと考えております。

以上でございます。

議長(馬上) よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第26号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第10、議案第27号、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第27号、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行され、延滞金の算定に係る利率が変更され

たことを受け提出させていただくものでございます。

改正内容といたしましては、さきの5月臨時会において御承認いただきました熊野町税条例の一部改正と同じく、町の条例に基づき徴収すべき保険料、負担金、使用料などにおいても、地方税法の改正に準じて延滞金の利率の見直しを行うものでございます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第27号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第11、議案第28号、熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事 請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第28号、熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、熊野東中学校管理棟、特別教室棟及び体育館について、安全・安心な校舎、体育館へ改修するための耐震補強工事に関する契約を締結するものでございます。この工事について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。<br>これより質疑を行います。質疑ありませんか。<br>山野議員。                                                                                                                                                  |
| <ul> <li>10番(山野) ちょっと聞いてみるんですけども、この予定価格というのが入札で300万円ぐらいの差があるんですよね。先日、呉市が3回か、入札が無効になったというのは、あれは積算のしようが違ってたとか、人夫の手当が高騰したとか、資材が高騰したとかというような条件があったんですけど、熊野町としてはそれはどういうふうな計算の方法にされたんですか。ちょっとお聞きしたいです。</li> </ul> |
| 議長(馬上) 林開発指導課長。                                                                                                                                                                                             |
| 議長(馬上) 山野議員。                                                                                                                                                                                                |
| けど。                                                                                                                                                                                                         |
| きな業者というのは会社の経費とかいうのも結構大きくなってくると思います。今の協                                                                                                                                                                     |

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 88 -

和ですけども、これは熊野町とか海田町あたりの業者ですので、そこであれば結構安く

なったんじゃないかなと思います。

| 以上です。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長(馬上) 荒瀧議員。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                                                                      |
| 5番(荒瀧) まず呉市がこれを聞かれたら大変喜ばれるんではないかと思う数字が出ておりますが、ちなみに工事のほうの監理をする設計事務所がおられると思うんですが<br>監理者はどちらですか。                                                                                                                                                             |
| 議長(馬上) 林開発指導課長。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開発指導課長(林) 村田相互設計でございます。<br>以上です。                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長(馬上) 荒瀧議員。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                                                                      |
| 5番(荒瀧) それで村田さんもいろいろあって、いろいろな会社です。建設業界も御存じのように、今特需が出ておりますけども、仕事がないということで、随分経験者がやめていかれております。若い人が入ってくるわけなんですけども、そういう心配も考えながら。要は設計者がおって、監理者が同時だというのは、非常にある意味では設計意図がつながりやすいですから、プラス要素はあるんですが、あとはそれをチェックする機関として機能していかなくちゃいけないですね。  一つ、開発指導課には建築士の方は何人いらっしゃいますか。 |
| 開発指導課長(林) 1級建築士が2名、それから2級が1名でございます。<br>以上です。                                                                                                                                                                                                              |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                                                                                     |

| 5 备 ( 元瀧 ) それで、発注者側の建築士の立場と、要は設計して監理する<br>び一緒ですから、業者がおられます。町の建築士はどういうかかわり方でと<br>か。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                             |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 議長(馬上) 林開発指導課長。                                                                                                                                                                       | . ~ ~ ~ ~ ~ |
| 開発指導課長(林) まず業者から出てきた資料ですね、例えば施行計画書設計事務所のほうにチェックはしていただきます。その後、さらに町のほうをするような形にしております。<br>以上です。                                                                                          |             |
| 議長(馬上) 荒瀧議員。                                                                                                                                                                          |             |
| 5番(荒瀧) 林さんが多分一番年長の建築士なんだと思うんですけども、<br>設計された方も、大建におられる方、あれは村田におられた方なんです。も<br>所の中の人材って、あっち行ったりこっち行ったりするんです。そんな中で<br>定めるのは、やっぱり発注者側責任というのは非常に今大事です。<br>村田相互の今の監理される建築士は、キャリア何年ぐらいの方がつかれま | う設計事務できちっと見 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                 | ~ ~ ~ ~ ~   |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                                  | てください。      |
| 議長(馬上) 荒瀧議員。<br>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                                                                                                                  | . ~ ~ ~ ~ ~ |
|                                                                                                                                                                                       |             |

んです。教養のレベルですね。当然判断をするときに、いい悪いというのをどう選ぶかなんですよ。マネーで選ぶという、例の姉歯という男らが出るわけですね。

金額がすごく抜けてらっしゃいます、1,000万円低い。これは非常に危険信号が出てると見るべきです。きちっと今のキャリアもあるんだけど、その人間の心まで見えんわけですね。だから発注者側の建築士としてきちっとチェックをいただきたい。よろしくお願いいたします。

議長(馬上) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第28号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) 日程第12、議案第29号、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第29号、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,644万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億52万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、県補助金等の特定財源が確保された事業などを計上したものでございます。

まず、歳入予算の内容といたしましては、県支出金では県補助金2,973万2,00

0円の増でございまして、主な要因といたしましては、総務費補助金の広島県緊急雇用 対策基金事業補助金が追加交付されるものでございます。

繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金331万円の増でございます。

諸収入では、雑入の340万円の増で、内容は宝くじコミュニティ助成金でございます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

総務費の徴税費では、路線価導入に伴う固定資産税のシステムの改修経費 2 4 8 万円の増でございます。

続いて、民生費の社会福祉費では、県補助金を財源とし、地域包括ケア推進事業を実施するための経費249万7,000円を計上しております。

次の農林水産業費の林業費では、ひろしまの森づくり交付金を財源に、里山林対策に要する経費509万1,000円の増でございます。この事業のほぼ全額が補助金として措置されることとなっております。

商工費の商工費では、広島県緊急雇用対策基金事業補助金の追加に伴い、商工振興費と観光費を増額するもので、合計で2,271万4,000円の増でございます。こちらも事業費のほぼ全額が補助金で賄われます。

次の教育費の小学校費では、第二小学校の5年生が長期宿泊体験活動に参加するための経費18万円、社会教育費では宝くじコミュニティ助成金を財源とした地域コミュニティのための経費348万円の増額でございます。

続いて、第2表の債務負担行為の補正についてでございますが、広島県緊急雇用対策基金事業補助金を財源に実施を予定しております商工費の熊野町地域資源活用事業は、広島県からの要請に伴いまして、平成26年度までの2カ年にわたる事業計画となっていることから、限度額867万6,000円を新たに追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 先日の議会運営委員会で少し伺っておりますのをもう一回確認したい

んですけれども、補正予算の建設部の広島の森づくり特認事業というもの、この詳細の 説明をお願いします。

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) この広島の森づくり事業、特認事業でございますが、これは広島の森づくり県民税を財源といたしまして森林の維持・管理や自然との触れ合いを目的とした森林整備、具体的には除間伐、広葉樹等の植栽、歩道整備等を実施し、里山の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的としたものでございます。

この特認事業につきましては、地元住民団体から自分たちの里山を今後積極的に守っていきたい、そういった里山保全管理計画を立てていただき、それを県の審査会で諮り、その審査会で採択されたものでございます。熊野町といたしましては、今年度、土岐の城、三つのルートの整備並びにベンチ等の設置について御協力をさせていただく、そして、地元団体に対して補助金を交付させていただくという内容でございます。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) もう少し詳しく知りたいのは、これが単発の補助金であるということで、整備のほうはできたとしても、維持管理に関しての補助金はこれからもらえないということだと思うんですよ。そうしたときに、自治会なり、そういったところへの管理にかかる費用のこれからずっと先までの費用というのをどのように捻出していくのかということをお願いします。

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) 今御指摘いただきましたように、ことし及び来年につきましては、そういった補助金が使えるということでございますが、今後、山を守っていくためにはいろんな資機材でございますとか、いろんな費用がかかってこようかと思います。これにつきまして、現在森づくり事業とあわせまして、国のほうから森林・山村多面的

| 橯 | と       | を付金とい | ったような | ものもござ | います。  | こちらがそ | 今の予定で              | は平成  | 2 7 |
|---|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|------|-----|
| 年 | まで補助金の  | D対象とな | るというこ | とでござい | ますが、・ | それ以降の | )管理につ              | きまし  | ては、 |
| 抴 | 也元住民団体と | この交渉、 | そういった | ものを含め | た上で、F | 町としても | 5御協力で              | きるもの | のが  |
| あ | 5るかどうか、 | そういっ  | たものは検 | 討させてい | ただきたい | いというぶ | ふうに思っ <sup>・</sup> | ており  | ます。 |
|   | 以上でござい  | ます。   |       |       |       |       |                    |      |     |

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) それともう一つ、今まで、これまでに緊急雇用対策の補助金で城山あたりの伐採をやってきたと思うんですが、こちらのほうは今後どうなるんでしょうか。

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) この森づくり事業と申しますのは、基本的には里山、荒廃していく里山を守っていこうというのが本来の目的でございます。この里山再生に向けて一たん整備をしたところ、その後をフォローをしてくださる団体が後ろについてくださるということを県のほうも重要な課題というふうに考えております。

今申されましたように、城山のほうの整備、それは一応済んでおりますが、くもの会というボランティア団体がいらっしゃいます。こういったボランティア団体の方々とも連携をとりながら、今後の里山整備について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(馬上) 大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) 聞きたかったのは、この広島の森づくり事業の補助金は単発だけれど も、例えば今までもらってきた緊急雇用の、そういったものが今後期待できるのかどう

かということですが。

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) 具体的にその緊急雇用の対象になるかどうかというのは、今後 も検討させていただきたいというふうに思います。 以上でございます。 議長(馬上) 沖田議員。 1番(沖田) 歳出のところで、教育委員会の小学校教育振興事業と社会教育一般事務 について、もう少し具体的に説明をお願いします。 議長(馬上) 三村教育部次長。 教育部次長(三村) 社会教育一般事業につきまして、まず御説明を申し上げます。 財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を利用いたしまして、2件の事業を 予定しております。 まず一つ目が大型ジェットヒーターの購入事業でございます。地域のコミュニティ団 体の皆様方が冬季のイベントの開催計画を行う際に、大型ストーブの使用を希望されて いる現状がございます。それにおこたえするために大型ストーブを8台購入いたしまし て、町で一括管理を行い、コミュニティ団体に貸し出しを行うこととさせていただく予 定としております。 また、もう1件はうちどく講演会の事業でございます。平成24年度から取り組んで おりますうちどく事業を開始いたしましたが、町民に周知できていない現状がまだまだ

ありますので、講演会を実施いたしまして、幼稚園、保育園、学校の保護者の皆様、町 民の皆様に読書の大切さを訴えることとさせていただく予定でございます。

以上です。

議長(馬上) 沖田議員。

1番(沖田) 小学校教育振興事業について説明がなかったように思うんですが。

学校教育課長(富田谷) 山海島体験活動推進事業補助金というのは、広島県教育委員会が今指定しております山海島体験活動の指定校となるために18万円の補助金をいただくということです。これは県のほうから後でお金が出てくるというものでございまして、それによって今、一時的に町のほうでお金をいただくというふうな流れになってお

議長(馬上) 沖田議員。

ります。

1番(沖田) まず社会教育一般事務についてですが、冬季イベントのために大型ヒーターを8台購入して町から貸し出しをするということですが、これは町行事に限るのか、 それとも各自治会で催されている冬季事業にも貸し出しできるのか、お答えください。

また、小学校教育振興事業につきまして、先ほど第二小学校という話があったのですが、これは各小学校5年生で林間学校を実施されていると思いますが、それとは別にされるということなのか、その辺の説明もお願いいたします。

議長(馬上) 三村教育部次長。

教育部次長(三村) 地域コミュニティ団体への貸し出しということを前提にしておりまして、できるだけ有効に貸し出しをさせていただくように考えております。町行事に限るということではございません。

以上です。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) 山海島体験活動推進事業の件ですけれども、これは小学校5年生、 第二小学校ということです。これはもともとこういう体験事業をやってまして、実は宿 泊数が少ないんで、もっとふやしなさいという意向で県のほうから補助がついていると いうこういうものです。これまでも第四小、第一小というような形でやってきておりま

| すので、その中で今度第二小学校がやるということになっております。<br>以上でございます。                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長(馬上) 荒瀧議員。                                                                       |
| 5番(荒瀧) 当然考えてらっしゃることだと思うんですが、ジェットヒーターはどこ<br>へ置かれる段取りですか、結構大きなスペースをとると思いますが。         |
| 議長(馬上) 三村教育部次長。                                                                    |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                               |
| 議長(馬上) 荒瀧議員。                                                                       |
| 5番(荒瀧) 備蓄倉庫は百五十何平米ですね。50坪。いろいろなものが必要になると思いますが、スペース的には大丈夫ですか。                       |
| 議長(馬上) 三村教育部次長。                                                                    |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~                                               |
| 議長(馬上) 荒瀧議員。                                                                       |
| 5番(荒瀧) ちょっと自信なさそうに聞こえますんで、何が優先するかなんですね。<br>備蓄倉庫というのはそういう備品を置かにゃいけんとこが主ですよね。これは冬季だけ |

冬のときに貸し出さないけません。人が出入りすりゃ、物がないなったじゃどうじゃい

う、これまたあれがあります。

もう一つ、私は体育館でテントを借りたんですが、三つ借りました。張りよりましたらめげちょりましてね。それで後から言やええわという方もあったんですが、その場で持って行きましょうということにしたんです。というのは、やっぱり備品というのは買うとそれから朽ちていきます。傷んでいきます。そういうことも踏まえまして、重々検討されながら、地域の要望は確かにあろうと思います、寒いと。そりゃあるんですが、維持費も要ります。このあたり、非常にイエスマンだけではちょっと難しいと。セルフヘルプというのが、みずから自助努力するというとこも必要かと思います。よろしくお願いします。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 広島森づくりの特認事業、これに関してなんですけども、今どこの里山にでも竹林、竹が繁殖して、他の木が繁殖されてない。それによって非常に山が荒れてるという。それを切った場合の切った伐採の木材を処理する仕方が今全部捨てに行っているか、あるいは燃やしているかというような状況なんですけど、県の中で伐採した木材をチップというか、それにする機械を貸し出してるというのを御存じですかね。

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) 近隣の府中町のほうでそういった形の機材を購入しまして、伐 採した木をチップにしてそれを土壌にまくことによって、新たな植生を考えると、そう いった取り組みをされているというのを聞いております。

以上でございます。

議長(馬上) 山野議員。

10番(山野) 県がそういう貸し出しをしてて、熊野町でもそれを借りて、自分の竹林をそれでチップをつくって、それを今度は腐葉土にかえて、肥料にしたという、非常にカプトムシの幼虫なんかがあそこに入ってよくなったというんですけども、今熊野町

でももしあれだったらそういう基金を利用して、そしてそういう貸し出し用の、伐採、 チップにする機械を購入されたらいかがかなと思う。そういう要望がちょっとあるんで、 ぜひよろしくお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

-----

議長(馬上) 横山都市整備課長。

都市整備課長(横山) この森づくり事業につきましては、一応平成28年度までということになっております。その中で今議員から御提案いただきましたように、そういう形での活用ができないかどうか、今後また考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) ちょっと質問なんで悪いんだけども、朝か、昼か、山野議員がうちどくのことについて質問したときに、部長は十分成果が上がってると言う。今、沖田議員が次長に話を聞いたら、まだ周知徹底もしてないし、これは必要な予算だと言う。じゃあどっちの何が正しいのか。あなたしら部長、次長の間で話が食い違ってるんじゃないのか。どっちが正しいんだ、はっきり言って。

議長(馬上) 三村教育部次長。

教育部次長(三村) 再度、御説明を申し上げます。平成24年度からうちどく事業を開始させていただきました。初年度ということもございまして、学校の保護者を中心に御説明をさせていただき、幼稚園、保育所等にも説明にはまいりましたけれども、24年度につきましてはうちどくノートの40週達成率が約2割という状況でございます。本年度は、25年度2年目ということで、この率を上げさせていただくということで取り組んでおります。そういう意味でさらなる周知を図りたいという趣旨でございます。

以上でございます。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) それで話が飛躍するかもわからないけど、朝、いわゆる学校の先生の仕事がふえてると、授業、仕事の量がふえてるから支援員とか、何とかいう者を入れたんだと言うけども、実際、こういううちどくノートやら何かをやはり学校の先生が管理するんでしょう、実際は。それで片方で支援員を入れたとか、何とか言いながら、やっぱり学校の先生の仕事の量がふえてるんじゃないのか。口ばっかりが、いや、学校の先生の仕事の量を減らすなんだというけども、実際にあんたしらがやってることは、学校の先生を苦しめてるだけじゃないの。

これは片川議員が言ったように、言葉は悪いけども、落ちこぼれの何をどうなってる んだと言ったところで、全部あんたしら無責任なんだわ。教育委員会が本当に親、学校、生徒、中へ入っていく姿勢が見えないんだよね。教育委員会がもっと学校、先生、生徒 の中へもっと入る努力をしないと、あんたしらの言葉は物すごくむなしく聞こえるんだ よ。この点、どういうぐあいに今後対処するのかね。

議長(馬上) 藤森教育部長。

教育部長(藤森) まず、うちどく事業のほうですけれども、うちどく事業につきまして、学校の先生方にできるだけ負担のないような形ということでお願いしております。ただ、うちどくというのが、一つの目標といたしましてはやはり読解力、読むという力をつけていくということがあります。全ての学力、それからこれからの生きていく力の上でも基本になろうかと思います。そういう意味では学校の先生方も御理解をいただいて、そういう形で進めていると思います。

また、先ほど議員のほうが言われました、学校のことを十分我々が取り組んでいくという形でいっていないんではないかと、そういう部分も恐らくあるんだろうと思います。 我々もこれからしっかりと学校のことを聞く、そういう姿勢を持っていきたいと思います。 す。

以上でございます。

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第29号については原案のとおり可 決されました。

議長(馬上) これより日程第13、発議第2号、議会の議員報酬の特例に関する条例 案についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

大瀬戸議員。

6番(大瀬戸) それでは、議会の議員報酬の特例に関する条例を制定する発議の趣旨 につきまして、御説明いたします。

今回の条例の制定につきましては、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずる要請を受け、自主的に判断して、平成25年7月から平成26年3月までの議会の議員報酬の月額を100分の5減額を行うものであります。

以上、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより発議第2号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、発議第2号については原案のとおり可決 されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

(散会 16時38分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員